

石川鴻齋先生著

夜窓鬼談

上下全二冊 映入白紙
摺唐本 仕立頗美 本
正價金一圓三十錢

夜窓鬼談は鴻齋翁の得意の快筆を以て數多の怪談鬼話を蒐めたるものにして上巻の圖畫は平福穂庵、松本楓湖、小林永澄三先生の筆に成り下巻の挿畫は久保田米僊先生の尤も意匠を凝せるを齋堂得意の石版に上せ最精巧に印刷したれば君子貴女諸君が明窓淨几の間に伴ふて臥遊の友とするに足るべし

猪瀬東寧君編書

名蹟撮要

映入全二冊 白紙摺美
本正價金一圓八十錢

此書は南宋及び元明清諸名家の遺墨の我邦に傳來せるもの、中に就て山水畫の尤なるもの一百幅を縮寫し精巧なる木版に附して其筆意を損せざらんことを務めたれば江湖畫家の一大好粉本たり請ふ購求愛賞あらんことを

有住齋著述山下重民補正

類聚婚禮式

圖入和製頗美本
定價金九十錢

從來婚禮式を記せし書籍尠からざるも或は流派に偏し或は其當時の式にのみ止り未だ完全なる者あるを見ず此編は斯道に専門なる有住翁が多年苦心して著述する所其式古今に涉り諸流を併せ凡そ婚禮に關する事は網羅遺さず其是非を論斷して其主旨全く皇國の美風を傳ふるに在り且つ十數年前風俗畫報に従事せる山下重民君之を補正せられたれば恐らくは此編に勝れ者あらず貴家紳士は勿論會人に於ても必讀せらるべき書なり

長三洲先生題辭

穗波德明君、小野藤太君共著 西田五三書

習字法

全一冊 定價金二十五錢
郵稅金四錢

本書は、小學校教則大綱に基きて、編述したるものなり。凡そ生徒の習字を爲すに當りて、能く姿勢を整へ、執筆及運筆の法を正しくし、字行をは整正に、運筆をして迅速ならしむることを期し、煩を避けて、平易簡單に、實用を旨としたれば、初學其の門に入るべき捷徑ならしむことを信ず。小學校員の教科參考用書並に生徒の教科書として、必携の良書なるべし。乞ふ速かに一本を購求あらしむことを

山本松谷先生畫

新案松谷漫畫

第一編

一部金三十八錢 郵稅金四錢

本書は、我が風俗畫報に、多年經驗ある、畫工山本松谷子が、最近の漫畫にして、意匠の斬新なる、白雲岫を離れて、油然風を起し、一枝の彩毫揮ひ來つて、鳥は啼き、花は笑ひ、百態の人物、活躍せり。刷印又鮮明して、其筆意を失はざるは、竊かに誇る處なり。世に松谷子の畫才を知らんと欲するものは漫畫を繕きてよ、紳士淑女、明窓淨几の下に、好侶伴たるべく、初學の徒爲めに購びて、粉本となせ。

東京市神田區通新石町

臨時風俗畫報

第二百七號

神田區之部

下卷之三

明治三十三年
三月廿五日

東陽堂發行

新撰東京名所圖會

第廿四編

神田神社の図



新撰東京名所圖會第二十四編 明治三十三年三月廿五日發行

○神田區之部其五

●宮本町

◎總說

◎位置

宮本町は萬世橋の西北に位し一の丘陵をなすところ。即ち神田神社及其附近を總稱し外神田中尤とも高燥の地とす。此阜丘は海面を抜くこと五丈九尺三寸にして山脈起伏し、西より更に北に走り湯島の臺と相連接す。故に東南北の三面は眺望最佳。聖堂及び駿臺の森は東台の森と相對し鬱乎として蒼々然たり。其間に突兀巍然として見ゆるもの曰く淺草の五重塔、パノラマ館、凌雲閣、本願寺及び回向院の薨、淺草電燈會社の煙筒等其他淺草、下谷、神田、日本橋、京橋、本所、深川あり芝浦邊に至るまで烟霞の中に模糊。江戸半面の光景收めて瞳孔に入る。實に都裏稀有の佳境と云ふへし。而して此町は明治の初年第四大区五小区と名けられたりしが其後一番地より廿二番地に分ち。舊聖堂より師範學校をも編入せらる。後又明治十九年の頃の教育博物館及び高等師範學校、女子高等師範學校の敷地は悉皆本郷區に屬せられ改めて一番地より廿番地までとせり。故に十九年以前は今の教育博物館門前を二十一番地と稱へ。文部省用地圖書館(現今の敷地)の敷地を二十二番地とし。廿三番地を師範學校敷地。廿四番地を女子師範學校の敷地と定め。同校附屬幼稚園の在りしところ(關天堂醫院に面せしところ門あり)を廿五番地とし。同校附屬傳習小學校を建設せられ敷地は二十六番地なりし。

◎町名の起原

宮本町は。神田神社の社頭に在るを以て。明治二年此名を附せ

り。もとは神田明神門前町、明神表門前、明神裏門前、明神西町と稱せし地なり。神田神社を宮といふことはいがなれども。家康公の寄附狀に。此稱見えたれば使用したる者なるよし。同社の神官は語りぬ。

當町は從來湯島に屬するを以て。江戸切繪圖等には。本郷の部に記載せり。唯其の地神田神社の社頭に在るに因り。區界を正せし今日に至りては。其の形勢神田に編入せざるを得ず。是に於て之を當區の地と定めたり。

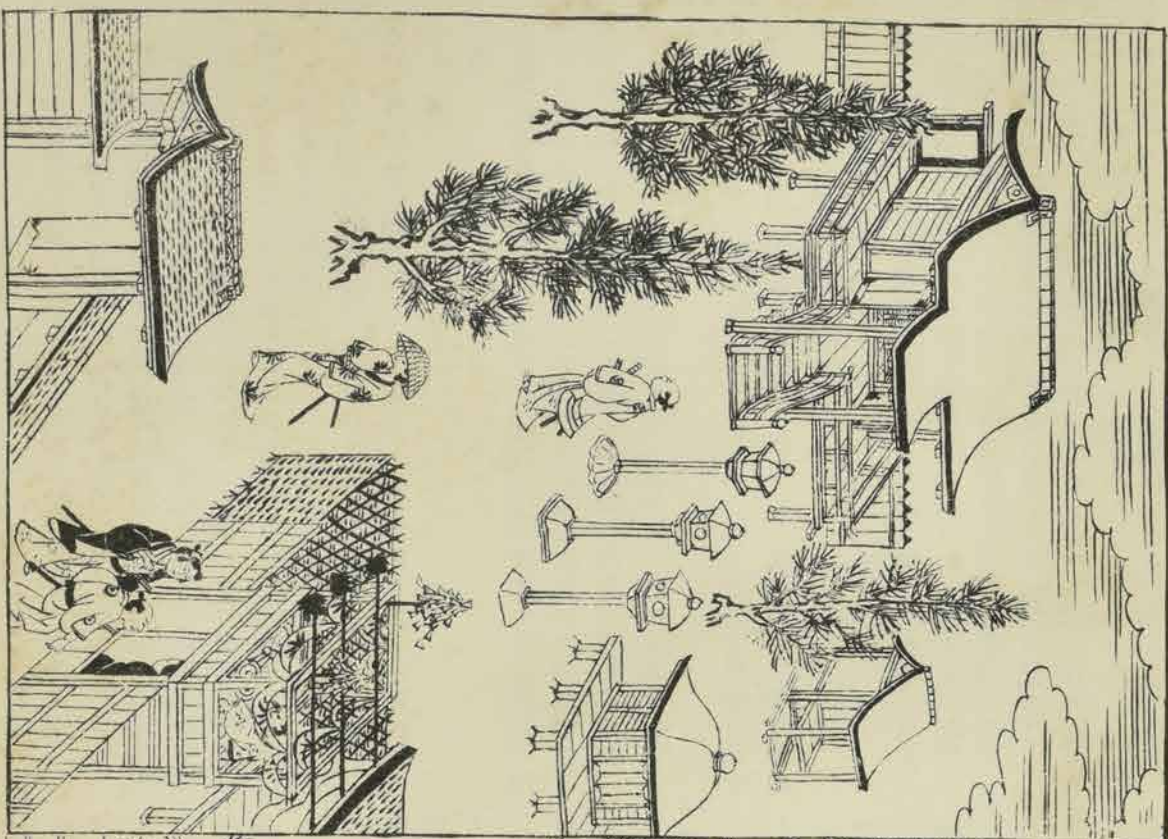
◎名稱

●神祠

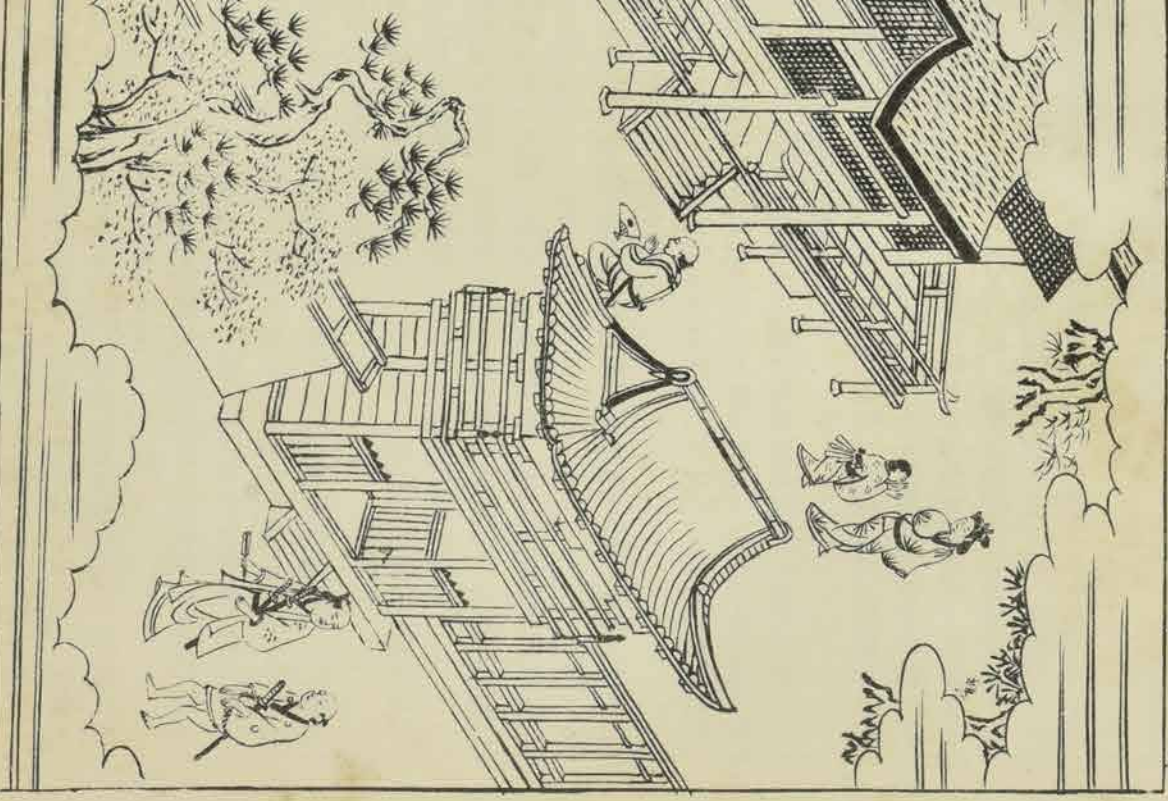
- 神田神社 一番地に在り此地高燥なれば市中を見下し眺望尤も佳絕。境内古木蒼蒼として夏時の納涼には頗る適せり。
- 平將門靈社 神田神社左側に在り。天慶年間此地に將門の靈を祀りしといふ。
- 八雲神社 本社に西に並列し素盞鳴尊を祭祠す。大政所と稱し毎年六月七日祭禮あり。
- 内山稻荷社 境内の西隅に在り。
- 雷龍神社 内山稻荷社に合祀せらる。
- 大國主神社 社務所の西方に在り。
- 言代主神社 大國主神社に合祀す。
- 松尾稻荷社 大國主神社に隣れり。
- 八幡神社 松尾稻荷社より右方に在り。
- 金工明神社 造酒神社、守齋神社、松下稻荷社 ともに合祀せられ八幡神社より尙ほ右方に在り。
- 諏訪神社 粟島神社、三醉神社、三社を合祀し社殿の西北隅に在り。
- 浦安稻荷社 神田神社拜殿の裏の方に祭祀す。
- 小屋安神社 浦安稻荷社に合祀す。
- 天祖神社 浦安社より東方に在り。
- 垂穂稻荷社 天祖神社の右手に在り。
- 三島神社 垂穂社に合祀す。
- 富士神社 三島神社の東方に在り。
- 日枝神社 琴平神社、秋葉神社、津島神社、稻荷社 五社を合せ祀り富士神社より

向は東の方に在り。
 住吉神社、三峰神社、日枝神社の右方に在り。
 二十一社、尙ほ東方に位す。
 猿田彦神社、護土翁神社、二十一社に隣れり。
 大鳥神社、楠神社、社殿の東北隅に鎮座す。
 末廣稻荷社、社殿の前に在りて東方に面す。
 額堂、隨身門を入るに、額堂は、其の右に在り、武江年表を見るに、文政二年五月建
 と載せたり。額堂に於て、まづ目に觸るゝものは、文政生門に奉納したる、大沼
 優之助忠興門人十名の土が、鐵兜を射貫きし額面なるべし。其他縁形蓋の江戸
 圖、鮮齋水瀧の大國主命の額、菊池容齋の重盛諫言、朱明雪仙の神、馬壽齋東
 金筆富士牧符並に延義筆上様式の額面等あり。
 ●指南所、書院、
 遠山流盆石指南所、八番地に在りて楊黃卷歌子の教ふるところなり。
 池坊生花教授所、泉松軒本多美枝氏の設くるところにして同所あり。
 永井診察所、拾番地に在り。
 ●營業
 開花樓、壹番地に在り。四層の高樓にして崖上に位す。ゆゑに一覽市街の大半を眺望
 し、望景云はん方なし。電話本局六百九十八番を架設す。
 春廻家、待合席にして神田神社中門の左手十六番地に在り室内燦然磨極めて清潔。講
 武所の藝妓を招きて遊ぶもの頗る多しといふ。電話を架す本局一千六百八十八番
 柳屋、同じく待合席にして二番地に在り。
 吉原比壽、同じく待合を業とし同所あり。
 福隆軒、旅人宿にして神田神社基門男坂中腹に在り。
 ●神田神社
 神田神社は、神田宮本町即ち舊湯島の臺に在り。府社にして祭
 神は大己貴命、少彥名命の二座なり、もとは神田明神と唱へた
 り。
 聖武天皇の御宇天平二年。武藏國豊島郡芝崎村(今の神田橋内)
 に始て鎮祀せし時は、大己貴命の一座にてありし。其の後天慶
 年間平將門の靈を本社に傍に祀る。

神社啓蒙に。神田社大己貴命也。鎮座將門之社者。距本殿百
 歩計とあるを以て證すべし。然るに本朝神社考に。武藏國江
 戸神田明神者。世傳平將門屍埋於此者也。江戸名所記に。こ
 の社は將門の靈なり。江戸咄に。湯島二丁目に神田大明神立
 給ふ。此御社と申は。平親王將門之靈廟なりとあり。かく祭
 神を將門とのみ爲すは誤なり。古は今の如く攝社たりしな
 り。又寛永記に寛永年間烏丸光廣公の奏聞に因て。神田明神の
 社内に祭ると記せしも。年代等違へり。
 山崎闇齋の詩に。靈祠元是進雄尊。土俗妄傳稱將門。句賊破
 家惟此事。神宮何不_レ解_レ詭_レ冤_レとあり。進雄尊は。素盞烏尊なる
 にや。是れ亦違へり。
 當社に關係ある芝崎道場の事は。日輪寺の條下に詳記すへき
 を以て。こゝには省略せり。
 ●慶長年間。江戸城改築の際。本社並に將門の靈祠を神田臺即ち
 今の駿河臺に移し。元和二年再ひ今の地に遷座せらる。此時よ
 り將門靈神を本社に合祀せられたり。明治七年に至り。祀典を
 正し。舊に復して將門靈神を攝社と爲し。常陸國大洗磯前神社よ
 り。少彥名命の分靈を迎へて合殿とせり。
 ○昔時の神職武江圖說所載
 神主 芝崎美作守 社家 甫喜山主殿 同勘ヶ由
 早川監物 月岡主計
 木村隼人 巫女
 ○現今の神官並に氏子總代
 社司 平田盛胤 社掌 木村信嗣 鶴田豊雄
 梁川保嘉
 氏子總代 四方傳兵衛 小栗兆兵衛 鶴岡辰五郎
 山口總七 有明岩次郎



図古の神田神社 載所祀所名戸以



載所産江の神田古 図古の神田神社

○神田大明神御由緒書

本書は。武江披砂卷三に載せたり。寛政五年同社神主より幕府に録上せるまゝを。當時の社家月岡主計の筆せしものなり。是に據りて幕府との關係を知ることを得れば。左に其の全文を掲ぐ。但原書誤謬甚だ多し。今内閣本と中川氏の藏本とに就て對校したれども。猶ほ未だ訛傳あるを免れず。讀者之を諒せよ。

神田大明神御由緒書

神田大明神は江戸總鎮守の神にて天平或は延長年中之草創之由申傳候慶長八癸卯年頃迄神田橋御門之内芝崎村と申候て漏地に鎮座にて御座候

權現様御八代の御先祖世良田次郎三郎親氏松平太郎左衛門後徳阿彌武州神田御社之神前にて御開運之御祈願有之御通夜之節御靈夢に梅の折枝御授與有之此花の數程御子孫をへて後御開運可有之御靈夢御座候窮而彌御子孫御長久御繁榮之御吉瑞にて御座候

慶長五年

權現様會津景勝御退治として關東へ御下向被遊江戸表へ御着之上會津に御發向御勝利之御祈禱被 仰付其外上方にて石田以下之逆徒蜂起に付御退治として野州小山々江戸表へ御歸城被遊候節も御合戰御勝利之御祈禱精誠執行可仕旨被仰付依之毎日於神前宗源行法御祈禱仕候不思議哉九月十五日神田御社御祭禮日に相當り御合戰御勝利被遊天下一統御治依之御歸城以後格別之御信仰厚候御社御造營被仰付御神輿以下御祭器不殘御新調被成下彌九月十五日御祭禮賑々敷執行可仕旨被 仰付候
一ツ橋御屋敷近邊は不殘御境内御社之御舊地にて其以後駿河臺え遷座御座候又候元和二丙辰年當所湯島へ遷座以後一同神田と

唱申候御祭禮之儀

權現様御入國比迄は毎年舟祭にて竹橋を御船にて小船町神田屋庄右衛門と申者の宅前より神輿御揚り陸地通行にて御座候中古より御祭禮隔年に相成伺之上被 仰渡爲御清御疊替等も毎度被仰付御祭禮の節神輿大手御橋を奉居奉幣仕前御舊跡え奉居奉幣仕候但御祭禮後神事能之儀大永年中より連綿仕候處御祭禮隔年に相成候より以來是又隔年に被 仰付江戸御入國以來彌右先例之通無怠慢連綿仕來候

但往古より延寶之頃迄毎年御祭禮御座候延寶九酉年天和と改元後水野右衛門太夫寺社奉行之節被仰渡には神田山王毎年御祭禮有之候ては練物差出し候町方の者太儀に候間隔年に御祭禮執行候様被 仰渡候

從權現様御代御朱印被成下社領高三十石懸止仕候北條氏直之比迄社領千石餘と申傳候
台徳院様別て當御社御崇敬被遊駿河臺より當所湯島へ御遷座之時御社御造營被 仰付葵御紋御免御代々當御社御造營御修復之儀未社且下水總矢來神主團等に至迄悉金服仕候様被

境内に御遷座被仰出其後
大猷院様御誕生被遊神田山王兩御社へ御宮參被遊候其節先祖宮内少輔平勝吉と申者一人にて神田山王兩社神主兼帶被 仰付相勤罷在御宮參之節も御目見被 仰付献上物も仕時服拜領仕候其後元山王へ山王御社御遷座候節^{宮内少輔}遷座一式可取斗旨被仰付相勤則弟^{吉石}と相名乘山王神主被
仰付候右衛門繼嗣無之候故^{宮内少輔}相續爲致^{日吉大}と申候依之初而山王御造營之節御神實等に至迄も當御社之形を以て被仰付候儀に御座候右格別之舊例を以山王へ御宮參之度々神田神主も

山王御社へ出仕御目見仕御祝儀物差上申候右之譯にて元文二巳年俊明院様山王御宮參之節も山王舊古之義難御知候間右御先格御尋御座候故

嚴有院様御宮參之節は御儀式委細相認大岡越前守寺社奉行之節書上申候尤八月廿八日御宮參之節も山王へ出仕

御目見仕追御城え献上物仕候寶曆十三癸未年九月六日孝恭院様山王御宮參之節も先格之通山王出仕

御目見仕追御城江献上物仕候當御社御代々御祈願所に御座候に付御祭禮之節御秘御神供献上仕勿論

正五九月歳暮御祈禱御祓献上物仕年始御禮之節手助十掛つ、献上仕候並従大奥女中衆御代參にて正五九月御湯立御神樂被

仰付之外
將軍宣下御隱居御轉任御兼任 御代替
御誕生御元服御從移等之節御祝儀時服領献上物仕御能見物被

仰付柳之間におゐて御料理頂戴仕候且御懷妊御安産前後御祈禱被 仰付御初穂被下置候將又御厄年御麻疹御痘瘡等之節迄も御

祈禱執行仕候而何れも御祓献上仕候勿論年始歳暮御禮總而御目見御禮且又自分家督繼目之御禮等も於御白書院申上候

右之通に御座候 寛政五 丑年八月 御由緒御尋にて神主より書上候通認差上申候以上

九月 月岡主計

●祭禮

神田神社の祭禮は。江戸二大祭の一にして。日枝神社と年を隔て、執行せり。其の年次は丑、卯、巳、未、酉、亥に當れり。將軍の台覽を經るを以て。俗に天下祭と稱したり。且つ其の地は江戸の粹と唱へたる神田兒の住する所なれば。祭事に關しては。家産を蕩盡するも敢て辭せず。是を以て其の行粧の華麗なる。其

の状況の繁榮なる。他方に於て見ること能はざるものなり。翁嫗の常に誇説する所決して虚言にあらざるなり。今や世移り時異なるを以て。往昔とは大に其の状況を變せり。因て當時の記録を掲げて其の實況を知らしむ。

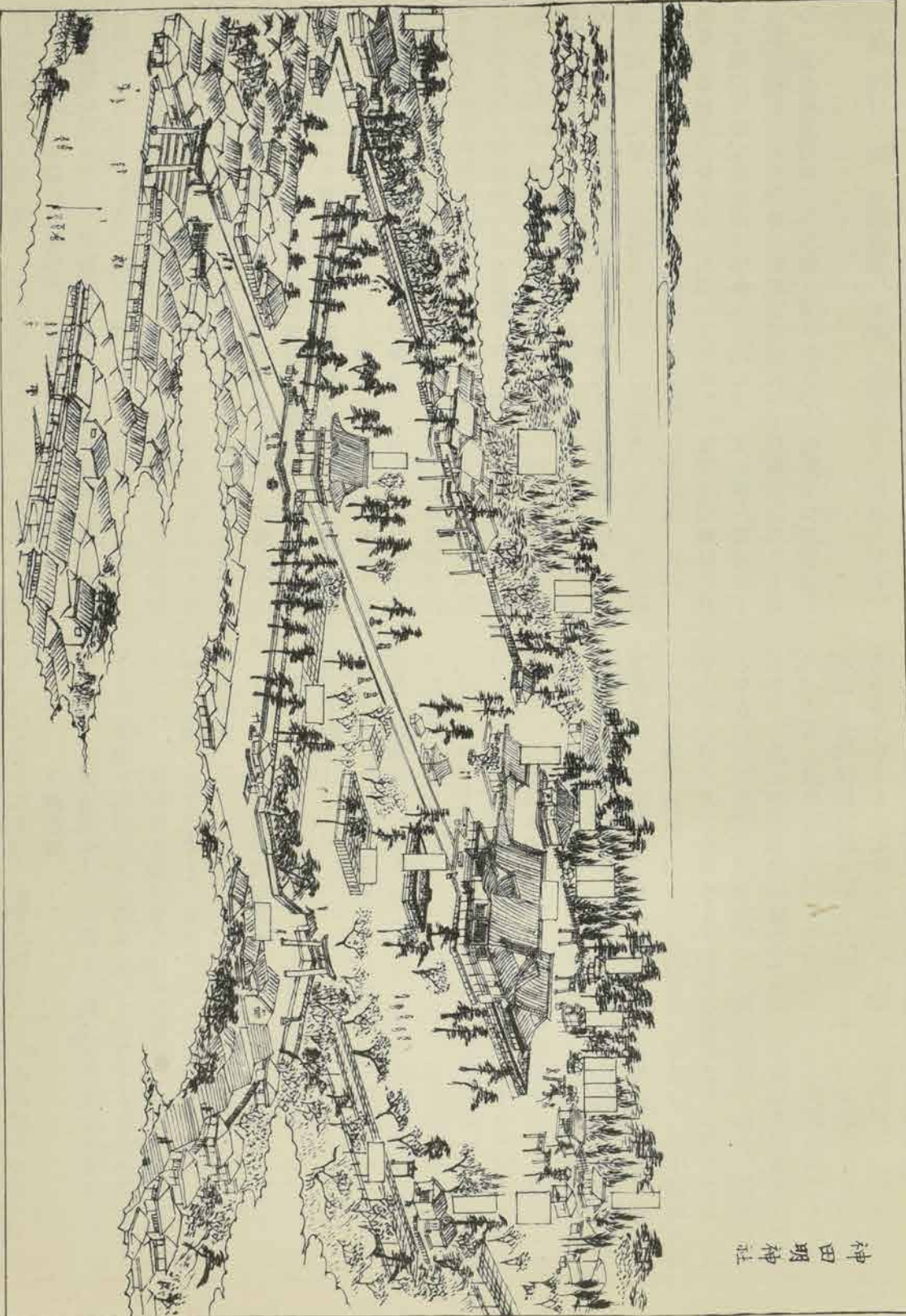
○明治以前祭禮の景況

東都盛事記所載

九月十四日。神田祭禮の前日なり。世俗夜宮又ねりといふ。祭禮勢揃あり。行列を揃へて近邊をねりあり。是を見んとて遠近の貴賤街に充滿す今日道筋の武家、町家等には賓客をむかへ響應し。明るをまつ。街の賑ひ筆紙に及びがたし。社頭にも參詣群集す。祭禮にあづかる町々は。軒提燈をかけ。大幟を街に立。酒樽蒸籠を積。神酒所等を補理す。○今日未刻神主(束帶) 社家(狩衣) 布衣白丁等の從者を具し。本社に於て祝詞を奏し。神樂興行あり。

十五日神田明神祭禮。今日往來人留にて。猥りに通行をゆるさず。脇小路は柵を結び。諸侯よりは長柄箱を出され。神馬を牽せらる。供奉の行粧尤嚴なり。産子の町數六十町。番數三十六番各出しねり物に善美を盡し。壯麗鄙人の目を驚かしむ。出しの内例年たかへすして出すものは。一番の雞。二番の猿。三番の翁人形。四番の和布刈龍神。六番の花籠。八番の關羽周倉人形。九番の熊阪人形。十番の僧正坊、牛若人形。十三番の二見浦。十六番の素盞鳥尊(龍神管絃ねり物) 并に狸々。十八番の稻穂に蝶。二十番の龍神。二十三番の大國神。二十四番の鶴か岡放生會。二十七番の三條小鍛冶、小狐。三十番の雉子。卅一番の武内宿禰人形。三十二番の仁田四郎人形。三十五番のえひす神等なり。其外にも毎年出るものあり。出しは何れも牛車にて曳なり。この外にをとりねりもの曳物數多出る。

行列并番組次第



神田明神

太鼓 御幣 柳 社家騎馬 神馬 社家騎馬 長柄 小旗十本

●一番大傳馬町●二番南傳馬町●御屋祭大神樂本材木町四丁
分彌左衛門町新肴町●三番神田旅籠町一丁目●四番同二丁目
●五番鍋町●六番通新石町●七番須田町一丁目●八番同二丁
目●九番連雀町●十番三河町一丁目●十一番豊島町●同湯島
町●同金澤町○神輿一の宮行列 長柄槍 社家騎馬 大鼓
獅子頭二 田樂 社家騎馬 御鉢 社家騎馬 神馬 社家騎
馬 御太刀 社家騎馬 御太刀 社家騎馬 長柄槍 伶人^{鼻高}
御幣 素袍^{鼻高} 大拍子 神輿 神几 社家騎馬 ○二の宮行
列 伶人^{鼻高} 御幣 素袍 大拍子 神輿 神几 社家騎馬
白張素袍 神主轅 社家騎馬 長柄槍 突棒 以上●十二
番岩井町●十三番橋本町一丁目●十四番同二丁目●十五番佐
久間町一丁目●同二丁目●十六番同三丁目四丁目●同富松町
●十七番久右衛門町一丁目二丁目●十八番多町一丁目●十九
番同二丁目●二十番永富町四丁分●廿一番堅大工町●廿二番
ろうそく町關口町●廿三番明神西町●廿四番新銀町●廿五番
新石町一丁目●廿六番新草屋町●廿七番鍛冶町一丁目二丁目
●廿八番元乗物町●廿九番横大工町●三十番雉子町●三十一
番三河町四丁目●三十二番明神下御臺所町●三十三番皆川町
二丁目三丁目●三十四番ぬし町●三十五番白壁町●三十六番
松田町當日櫻の馬場を繰出し所と定む。未明御茶の水河岸通
り昌平阪を上りて。右へ本郷竹町へ曲り。本郷通りへ出。本社
の前湯島の阪を下り。旅籠町夫より仲町と加賀原の間を筋違
御門へ入。(このはたを丁の内一祭をきに道筋少しの違あり)
須田町鍋町より西へ曲り。同西横町横大工町、三河町三丁目
を左りへ曲り。同一丁目の河岸神田橋御堀端通り(古來はか

んだ橋より入る)本多家御屋敷に添て。護持院原北側を過。

夫より飯田町魚板橋を渡り。中阪を登り。田安御門より御曲輪
内へ入る。(此時御物見に於て台覽あり。之が爲めにこゝに來
るなり。然るに本書に記載せざるは。當時憚る所ありしに因
るなるべし。)竹橋御門を出。一ツ橋御館前へ出る。神輿は御
やかたの内へ入て奉幣あり。當社の舊地なりしゆゑなり。夫
より大手前酒井家、御小笠原御屋敷に沿ふて。松平越州侯御
屋敷前より。常盤橋を出る頃は。晩景に及て。各群を乱して
退散す。神輿のみは行列を揃へ。本町通り石町、鐵砲町、大
傳馬町、堀留町、小網町、小舟町河岸より。日本橋を渡り。通二丁目
より京橋まで。夫より北詰東の河岸炭町、本材木町七丁目よ
り一丁目河岸まで。四日市より日本橋へ出。室町一丁目より通
町筋違昌平橋を渡り。湯島の河岸より。聖堂脇の阪を上り。
本社へ還與あり。此夜産子の家々より軒提燈をばづし。竹の
先につけて。路次を供奉すること夥しく。神輿のいさましき
に目を驚かしむ。

花すゝき大名衆をまつり哉

嵐雪

こもつゝみ新酒の神田神まつり

李卿

神田蔭祭

隔年祭禮の休としなり。産子の町々かげ祭と號して。軒提燈
をいたし。神酒所大幟を立。酒樽蒸籠等つむこと。祭年のこ
とし。又種々の飾りもの等あり。十四日より見物の往來たえ
まなく。本社參詣多し。又町々へ出しの入形を飾るなり。

○神事能

同社神事能今はなし。享保の頃までは。祭の年十六日(十八
日ともいふ)に興行す。或は日定らずともいふ。其頃は觀世

金春、寶生、金剛の四座より出。江戸中棧敷割ありて。貴賤てに集ひしが。同し頃より絶たり。

武江年表には。神事能は大永申より連綿たりしが。享保六丑年舞臺并道具を收めし倉庫類焼せしより。このかた絶たりとあり。

北條五代記卷四に云。能の祭は江戸神田明神に限りたり。毎年九月十六日に神事能あり。然るに上杉修理太夫藤原朝興は。武藏の國主として。江戸の城にまします。大永四甲申の年。北條左京大夫氏綱江戸城を攻落し。上杉を亡し武州を治め給ふ。是によつて申の年神事能なくして。次の年にあり。是吉例なりと。氏綱仰有てより以來。中一年へだて。三年目とに神事能あり。京の八幡に暮松といふ舞樂能の者あり。此人下て江戸を居住とし。三年に一度の神事能を勤め。今にたえず。

按るに此暮松太夫より寶生太夫へ傳りて。凡百年程代々つとめけるが。又寶生太夫より喜太夫太夫を頼み。之をつとめしむ。然るに只一年にして享保より絶たり。惜むべし。

○神田明神舊地祭禮之記

本記も亦武江披砂に載る所なり。是に據りて當時神田橋御館即ち一ツ橋家に於ける祭式を知るを得れば。左に掲げて以て参考に供することとせり。

神田橋御館の中に明神の舊地なりとて椎の古木一本あり其下に印ありしが(神田橋御館の方に近き御)其後寛政四壬子年正月廿五日社司芝崎美作なるに仰とありて其古跡へ新に社祠を勧請せられ神靈を遷座まします迄年毎に正五九の月廿五日は美作まかりのほりて奉幣を勤むる事に定められた御手洗の跡は社の申酉の方に小池の形も殘れり今も此池の魚を漁る事を禁せらる又往古の神

本社よりエ丑の間に當りて楯の一本なるあり(今は一楯の御館の御事止む)隔年祭禮の節御館が神馬貳疋を牽せらる(附添者御館人等御館より来る恒例なり)神輿渡らせ給ふ時獅子をかうふるものみな館門より振り舞ひ入て御玄關の葦道の際にて獅子を合す(寛政御年表には北向の御門へ入る同九丁巳年の祭禮より東向の御門へ入る也)其時獅子神輿の安座是に御門のかけりし時神主神輿へ舞して御座す云

爾時左右より扇をあけて是をど、む(御玄關の上は目付着座物に徒目付に就ける者)偕獅子に附屬せる者は太鼓を打ならし一同に發聲して御門外へ振舞つ、出る(神田橋の大館になりたるの比は此獅子の舞ひ入人獅子に世向といふ今は)其跡に神輿安座の設けをなす(御門より御玄關へ舞せられて其事不及)先社家二人御門より入來て神輿安座の事を演説す(徒目付開て)程なく神輿は御門地覆の際内の方へ向ひ雨輿共に安座ある時に神酒及び白銀等を備へらる

大番持出て同し組頭是に添ぬ社家出て請取り神輿の棒にかけ渡の板をかけて其上に備ふ

時に御代拜の案内とて社家より目付へ申傳夫より卿の御代拜として用人兩人是を勤む神主奉幣拍手す而して御代拜退座す神主葦道の中央まで出神慮平安に御着座ありし事を祝して目付に請す其後社家御備の品物を引て納(大番に渡納る)畢て社家二人近て神輿御立可有哉の旨を目付にとふ目付これを答へ畢りて神輿立せ給ふ。

寛政九丁巳年九月十五日

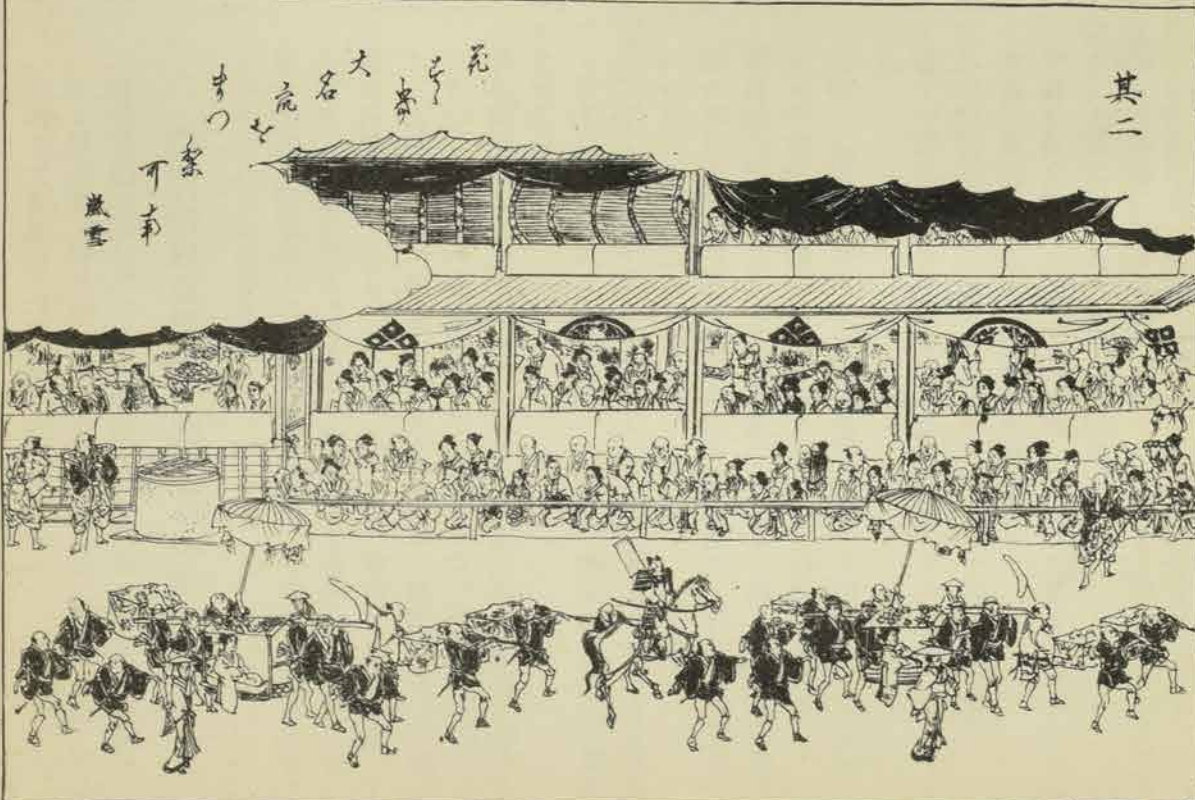
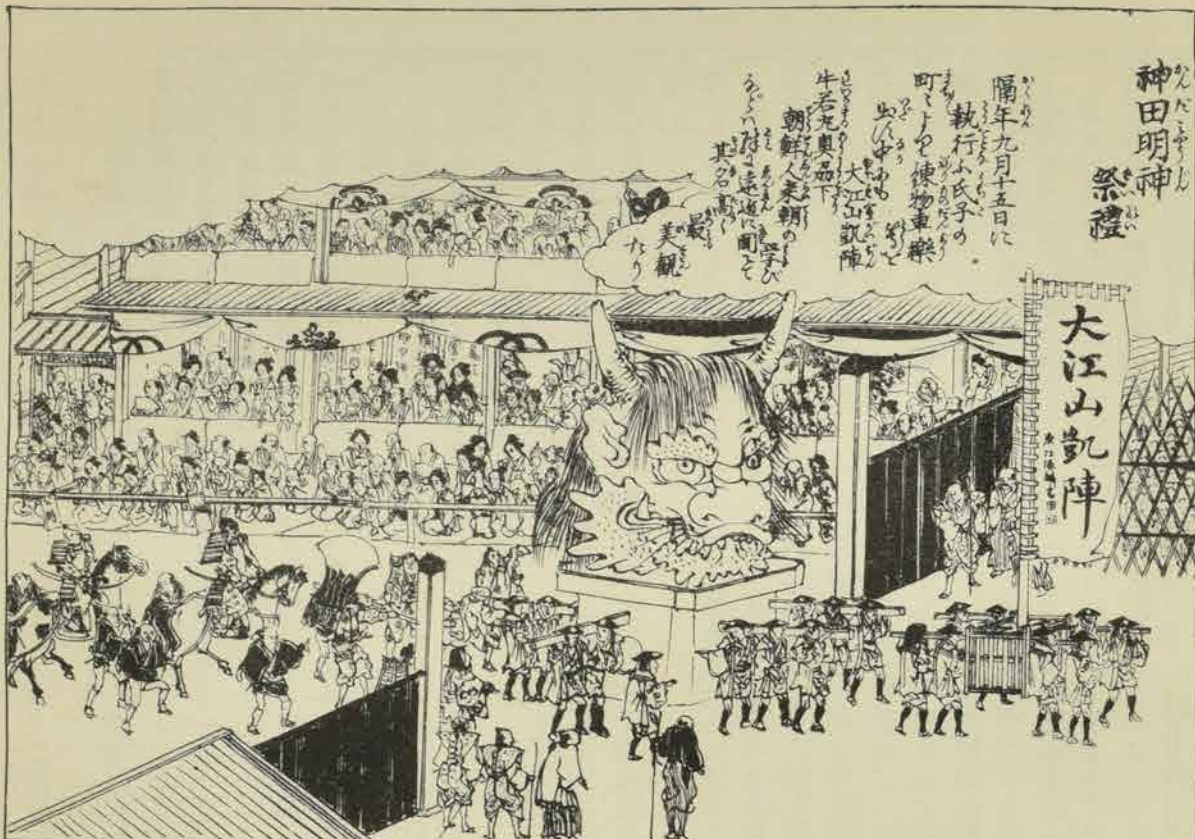
中根正峽謹誌

御館の御式のうちにもかゝはりける程にみたり他にひろめ申事なかれ

右從大澤侍從本寫之享和癸亥九月初二日 杏花園

○明治以前祭禮沿革の概要 武江年表所載

中右祭禮に屋臺と號したる物を出したり博風造りの屋根四本柱



の上げ輿にて總體黒漆塗等なり其中に人形草花等のあしらひあり是を出しに添て出したり其費出しを合て三十四五兩を限りとす今の出し一本の費にも足らず物價の賤しく且質素なるを見るべしこの屋臺の外にも附祭と號し聊の飾り物をも出せしなり屋臺は享保六年に御停止ありて其後は出しばかりを出す寶曆の頃より附祭數多出しが質素にして踊臺の正面にこしかけをしつらひ女子二人ならびて腰をかけ唄をうたひ三味線を彈紫のちりめんへ紅絹の裏つけたる手拭をかむる踊子は其前にて踊る笛太鼓は底抜日覆の内なり摺鉦は日覆の上の方へ紐にて釣たり男子唄三味線をなす時はかならず扇獅子といふ物をかむるこれ安永頃までの風俗なりとて天保中終りし太鼓打坂田重五郎のはなしなり

明和二年九月雨降續き神田明神祭禮九月廿三日に渡る神輿渡る所の町々横町の締切神主願ひに依て當年より柵を結ふことになれり

安永二年十二月朔日假殿にて祭禮の式執行
當年祭禮の年にてありしが去年災に罹り本社御造營いまだならず産子の町々ねり物も間にあはざる故に今日假殿にて其式のみあり

其後安永六年まで假殿にて執行ひ同八亥年九月本祭あり
安永年間山王神田祭禮の時花萬度をかつぎ出ることを止られしかば地車を添へて曳萬度と號す

天明三年九月十五日祭禮の時神主願により神輿を十一番と十二番の間へ渡すこと始る

是までは三十六番の末へ渡しけるが遠輿深夜に及ひける故今年よりかくの如くになれり

同七年祭禮十一月に延る再延引して十二月三日に渡る(晝時より雨降る)

寛政三年祭禮に御雇まま回し始り(享和より輕業になり後文化年中より踊にかはる)附祭は三組と成りぬ

年番を以て勤む一ヶ所より一品つゝ出すことゝなりしが後年次第に超過して品々の踊練物曳物を出す

文化四年御雇祭に三河町二丁目三丁目より子供相撲を出す
文政十年御雇祭止み附祭十六ヶ所に成る一ヶ所より一品つゝを出す

曳物三踊臺七練物六と定む引萬度と稱する物此時より止む
天保八年附祭の内橋本町一丁目より籠細工の曳物を出す

歌舞妓の趣向にて黒主と櫻の靈の人形なり顔より手足衣裳岩組立木に至るまで悉く籠にて造り繪の具にて色とりたるなりめづらしきこと故こゝに示す

同十二年より附祭十六ヶ所を改て三ヶ所となる一ヶ所より三品つゝ出す(踊臺地走り踊練り物の三品なり曳物は止む)御雇祭こま回し始る

淺草田原町源水之を勤む弘化四年より弟子本所元町源彌之をつとむこまの曲は萬歳打末、きぬた、山から、掛はし、玉子の上、風車、立あふひ、水の上、きせる風車、帆綱登り、又枕の曲は三重、八ッはし、あや扮、すくひ、打抜。こまの曲、しやつきり、筆の先き、三重の糸渡り、がんせき、しの竹、扇、唐子遊び、階子のり、糸渡、大こま以上初年の番組なり是より年々少しくかはりあり

○明治以前祭禮に關する風俗

當時祭禮に際し江戸人士の狂顛せし風俗は。余輩の絮説するを要せず。寺門靜軒翁之を江戸繁昌記に詳述せり。因て其の全文を抄出し以て當時の實況を示す

馬車は唱道して過ぐ。四通八達の大路往くもの歸るもの肩摩殺撃繰るか如し。梅の間に隣りて鶴の間(常には一、二、三、四の四座敷とす)菊の間、櫻の間、麒麟の間、全勝の間等あり麒麟の間には幽湖の畫きたる麒麟の額を掲げ。全勝の間には桃太郎鬼か島退治の圖を掲ぐ。是等の室より尙ほ北側に大廣間あり五十疊を敷くべし之を寶來の間といふ。聽雨居士の書にて瑣瑣と記せる大額を掲ぐ。格天井には彩色の花草。人物を畫き總て目出度ものゝみを集む。婚禮、賀の祝、尙齒會、凱旋祝、歸朝祝等の宴會には尤も適當せり。是より三階に昇れば十二疊半の上の間及び六疊の鷹の間あり共に市街の大半を眺望すべし。是より階下に降れば金の間、銀の間、花の間等の座敷あり。本樓には六坪の風呂場を設け。随時客の沐浴することを得れば。春の花、夏の風、秋の月、冬の雪俱に行て鯨飲奢食すへし。

因に記す往古此のところに在りし伊勢嘉といふ料理屋は頗る有名なりしものにて。嘗て太田南畝が其友人と宴を張りしとき筆を採り左の狂歌を記せしか後ち店主是れを表装し一幅の懸物となし。また是れを杯中に焼付け來客の食膳にそなへて出せしといふ。其歌に

神風の伊勢嘉と聞けばみさかなどおみきのいつも絶えぬての宿 蜀山人

●神田臺所町

◎總説

◎位置

宮本町の東方に位して十三番地に分つ。北は同朋町を以て隣とし。東は金澤町に接し。南は松住町及び湯島一丁目に境せり。

◎町名起原

神田臺所町は。寛文年間に市街地としたるものにして。其の以

前即ち明暦の頃は。幕府臺所所方宅地たりしに因り此稱を附せり。明治二年までは。神田明神下御臺所町と唱へしが同年更に其の西側の御所手代屋敷即ち鴨下小友安部等の宅地を併合して今の名に改めたり。

◎名稱

●醫院

養和堂醫院 前田圭太郎氏の設くるところにして一番地にあり。外科皮膚梅毒治療を専門とす。

●商業、營業

東京地蔵問屋組合事務所 一番地に在り。
神田川 飯館料理店にして古來より有名なるものなり。外神田に深川亭といふありて深川の鰻を調理せしか。本店は神田川の鰻を以て料理せるより名けたるものといふ。一番地に在りて電話本局二百八十一番を架設す。
大和屋 同番地に在る小問物屋なり。化粧品若櫻の本舖にして明神下通りにて名高きものなり。電話の設けあり本局一千九十八番。
日生館 旅館にして同番地に在り。

○木下順庵の舊宅

武江年表に。江戸鹿子、江戸關籠等を引て。元祿年間の諸名家を載たり。其の中に筋違橋内人見友元云々。臺所町木下順庵と記しあれば。先生晩年の邸宅は此臺所町に在りたるを知るべし。木下順庵先生。名は貞幹字は直夫。順庵は其の號なり。又錦理、敏慎齋、蕪薇洞の號あり。通稱は平之允。京都の人。幼にして岐嶷。五六歳にして善く書を讀み字を寫す。聰明にして卓犖。神童の目あり。僧天海一見之を奇とし。以て法嗣と爲さむとす。先生肯せず。年十三太平頌を賦す。詞旨淳正。世以て國瑞とす。大納言鳥丸公之を後光明天皇に上る。天皇稱賞ありて將に祿用し給はむとす。會々崩御ありて果さず。既にして松永昌三の門に入りて。性

り。而して本町を一番地より十一番地とす。

◎町名の起原

松住町は。湯島横町即ち湯島一丁目の南側。並に北側東面の一部及び萬延の切繪圖に載せたる本郷六丁目地也。加納春休春藤源七の宅地とを併合し。明治五年に命名したるものなり。彼の龜住町など、同じく祝意を表したるものなるべし。

◎名稱

●商業、營業

極原酒店 一番地に在り酒醬油を販賣するところ。本店は龜甲萬印醬油を以て世評高し。電話本局六百四十番を架す。
白鳥商店 十番地に在りて無煙石灰を販賣す。
紀伊國屋 賣藥店にして外神田中尤も名高きものなり。店主を野村源四郎といふ二番地に在り。
西村商店 櫻組製造靴を販賣するところにして一番地に在り。
野田商店 餅店にして同番地に在り。電話本局一千六百二十五番を架す。
三河屋 白河屋、伊勢天、共に餅店を販賣する商店なり。
桃太郎菓子店 藏前の支店にして紀伊國屋の隣りに在り。
青柳梅商店 九番地に在りて本局一千八百三番の電話を架設し。府下名戸にて用ゆたる酒、醬油等の明樽を買賣するところなり。

●昌平河岸

昌平河岸は。萬世橋の西神田川の北岸。一帯の地をいふ。舊昌平橋の掛れる處なるを以て此名を附せり。もとは薪河岸と稱したり。薪商の多かりしに因て名く。今尙ほ然り。方今此河岸より乗合船を出す。東は深川若くは淺草橋西は船河原橋に至る。鱸聲常に中流に嘖軋たり。日下當所に新橋を架設し居れば。工事竣成の後。萬世橋を経ずして。紅梅川岸より直ちに外神田に至るを得べし。

●明治以前外神田の名物表

松住町は臺所町の南方に在りて。西北は湯島一丁目に接し。東は旅館町を以て限りとし。南は昌平河岸を越えて神田川に枕め

◎總説

◎位置

●松住町

り。而して人を教ふる方あり。磨礪淨潔能く其の器を成す。新井白石、室鳩巢、神原實淵、雨森芳洲、祇園南海、松浦霞沼、南部景衡、服部寛齋、向井三省、三宅觀瀾等の如き。皆其門より出つ。世に之を木門十哲と稱す。元祿十一年十二月廿三日歿す。年七十八私諡して恭靖といふ。

◎名稱

●學校、會社、銀行、醫院、捐南處。

神田區代用芳林尋常小學校 二丁目八番地に在り。

日本かな書法傳習所 二丁目九番地に在り。もと本所にて名刺へ平假名を以て一葉毎に認むることの依頼に應じたりしか。今は之を廢し。單に教授のみなせり。

地所伸立株式會社 二丁目一番地に在り。地所、山林、粉船、家屋周旋を業とし。明治廿九年十月の創立にして五萬圓の資本金を有せり。

川崎貯蓄銀行神田支店 近時此とこりに開店せるものにて二丁目一番地角に在り。

融通會社假事務所 三丁目十番地に在り。

東京乾海苔合資會社 三丁目九番地に在り。

中村昌忠診療所 二丁目十七番地に在り。

渡邊診療所 二丁目九番地に在り。

山田流琴三味線南所 一丁目二十番地に在りて柳田門人高橋清草の敷ふるところなり。

●神祠
講武稻荷社 三丁目九番地に在りて眞藤江島氏の所有なり。

●商業、營業

川仁商店 米利粉を販賣するところにして三丁目二番地に在り。

牧田屋 ポンプ製造所にして一丁目二十一番地に在り。

大島製銃所 同地にあり。

寫眞館 寫眞器機を販賣するところにして同所に在り。

京屋 一丁目十三番地に在る時計商店にして屋上高く宏大なる時計を掲げ四面より望むことを得。世俗呼んで外神田大時計といふ。蓋し東京にて屋上に大時計を設けたるは本店を創始とするよし。時を報ずること十五分ごとにして十五分にて一ツを打つ(一ツなれど二ツに開るなり)。三十分に至れば二ツを鳴らし。四十五分に至り三ツ。六十分及びは四ツを鳴らしたるの後更に時刻の數を報ずるなり。本局

一千二百六十四番の電話を架す。

伊勢屋 伊勢丹と稱へ有名な呉服店なり。二丁目四番地に在りて電話本局八百四十

七番を架設す。

中川 足袋商にして是又往古より有名なもの。一丁目十九番地にあり。

鈴木酒店 一木と稱へ昔日より名高き酒店なり一丁目三番地にあり。

小菅米穀店 三丁目十番地に在りて電話本局四百七十番を架設す。

田島加花店 活花を販賣する店舗にして外神田にて有名なる賣花屋なり電話本局千二番を架設す。日々皇族華族家よりの注文にて忙はしく店員休む暇たになし。本店の在るところを二丁目五番地とす。

是永裝束店 一丁目十一番地に在りて神官、神職、法官、辯護士等の裝束類を調製しまた神祭具、絹、金襴、葬儀用具類を製造販賣するところにして電話本局五百三十三番を架設す。

外神田藝妓見番 三丁目九番地に在りて電話本局一千七百七十二番を架す。藝妓の出入願察、箱屋の奔走忙はし。本所常結の箱屋は九名にして常、正、勝、吉、松、竹、勇、藤、龜といふ。

花家 三丁目四番地に在る料理店にして。家は小造りなれど料理のよろしきを以て稱せらる。店主を南條くといひ電話本局一千七百六十四番を架す。

數砂 一丁目十番地に在る蕎麥切店なり。

岡屋屋 古くより在る菓子商にして三丁目一番地にあり。明治三十年の調査に據れば當店にて使用する職工は十二人にして四十万個の菓子製造し。此價格八千圓内外なりといふ。

宇治の里 茶漬店を以て古來より有名なり岡田榮之助の設くるところにして三丁目八番地にあり。

太々餅 一丁目十五番地に在り芝太々餅の支店なり。常に下戸連の出入絶ゆる間を

し。

吉田屋 甲子屋、ともに待合席にして舊講武所附屬地に在り。

扇屋、新扇屋、新福本、春松本、菊本、新川よし、新川崎、福井屋、春野屋、春本、松よしや、川島屋、新福井、新和泉、ふじや、川よし、和泉屋、若和泉、松本、田

中屋、川崎屋、小松屋、萬屋、新市花、中川崎、中市花、鶴田中、鶴田仲、新福仲

市花屋 皆藝妓營業所にして旅籠町に在り。

福本 講談寄席なりしか今は休業せり。麻王山口氏は當旅籠町藝妓取締役にして該堂

業者總代を爲す。二丁目十三番地に在り。

車仁 外神田にて有名なる古今雛人形等を有する清水晴風氏の居宅にして常には車

を業せり。聞く當主にて十數代此地に住するといふ。一丁目六番地に在り。

江島屋 質商にして現今の主を伊東長三郎といふ。三丁目九番地を有し當所にては宏

大なる店舗なり。

野州館 二丁目十七番地に在る旅館なり。

高野酒店 二丁目十三番地に在り。

野州館 二丁目十七番地に在る旅館なり。

高野酒店 二丁目十三番地に在り。

野州館 二丁目十七番地に在る旅館なり。

高野酒店 二丁目十三番地に在り。

野州館 二丁目十七番地に在る旅館なり。

高野酒店 二丁目十三番地に在り。

野州館 二丁目十七番地に在る旅館なり。

高野酒店 二丁目十三番地に在り。

野州館 二丁目十七番地に在る旅館なり。

高野酒店 二丁目十三番地に在り。

○加賀原

加賀原は、舊筋違御門外の芝地の稱にて。今旅籠町三丁目の邊に當れり。もと松平加賀守の邸前なりしに因り。俗間にまかく呼來りしなり。

武江圖説に云。加賀原東の方は古來の明地にて。西の方半分は元文四年旅籠町出火の後に明地となる云。

此地元來東門跡あり。寺院淺草へうつり。其跡へ暫く加州侯御屋敷ありしゆへに。加賀原と世人は呼へりしかども。少し其地相違せり。加州御屋敷は。今の金澤町の處なり。

江戸町鑑に。筋違御門外火除明地里俗加賀原と唱。但御普請方掛とあり。かゝれはもと火除地としての空地なりしなり。

此原に於て勸進能の興行ありしこと。別項記する所の如し。其の後安政年間講武所附町屋敷となり。更に今の藝者町に變したるなり。

目下講武所の稱は。依然として俗間に存するも。加賀原の名は全く聞へずなりぬ。

○東本願寺の舊跡

加賀原に明曆三年以前は。東本願寺ありたりしが。同年火災の後今の地に移れり。

武江圖説に云。門跡の井今昌平橋北の方原の西南入口にあり。此地は國初の砌。東本願寺に給はり。六十餘年の間佛閣の舊地なり。明曆後今の淺草へ寺地はうつされたれども。猶此井は其の名残りとして今に至て。冷水はかはらずあるなり。

按ずるに。江戸の地理を書しものには。何れも同じ趣にて。此地淺草門跡舊地。其後松平加賀守殿御屋敷と成。今は廣小路芝原なりと云。然るに門跡はいかにも今の芝間井戸より北の方に

て。加州侯下屋敷は夫より又北の方。今の金澤町の所なり。此屋敷在し頃も此原屋敷の前にありしなり。

江戸名所圖會東本願寺の條に云。江戸に末寺建立あり度由うつたへ。則ち神田にて寺地を拜領す。一字を建て京都よりの輪番所となし。江戸中の門徒を勸化す。其地今昌平橋の外加賀屋敷と唱る所なり。明曆の後今の地に移されたり。

以上二書記する所に據り。今の旅籠町三丁目の邊は。東本願寺の舊跡たるを知るべし。

○勸進能

江戸に於て勸進能のありしは。慶長十二年二月十三日より十六日まで四日の間。觀世金春の兩大夫の舉行せしを以て始めとす

此時は唯御城邊のみありて。其の地は詳ならず。其の後明曆二年六月。神田橋太田侯の裏にて。觀世大夫の興行あり。寛延三年三月十八日より晴天十五日間。筋違橋御門外加賀原に於て同大夫の興行あり。天保二年には幸橋外にて。又同大夫の興行あり。十月十六日を初日として晴天十五日間の豫定なりしが。

雨天其の外にて翌年に涉り。更に延期して六月に至りて止む。以上は皆觀世家の興行にして。寶生家に於て興行せしことはなかりしに。嘉永元年に始て。加賀原に舞臺を構へて興行あり。

二月六日に始り五月十三日に終る。興行の日毎に遠近の貴賤輻湊して立錫の餘地なく。古今無比の盛況を極めたり。今能樂家久我好齋君の所藏せる一幅を左に掲載して當時の實狀を示す。

弘化五年徳川家慶公の將軍たりし頃のことなりしが神田加賀原(今の講武所と稱する地)にかゝて寶生の勸進能の興行ありたり文化度に佐久間町にて勸世の勸進能興行有しと云へど中々弘化度の寶生は前代未聞の盛大なる勸進能なりしは是は故有る事に

て當時將軍家慶公は深く能樂を好み給ひ寶生太夫(彌五郎)を召て學ばれ餘程其技に長せられたるに依り中興(平常座所とせらるる所)大興(御臺所及女中はかり)等にかゝて能樂の催あり將軍にも自ら舞はれし事も度々なりしにぞ興を勤むる者は勿論家を勤むる諸役人も乱舞を知らぬは耻の如くにて我もくど皆寶生流を學び寶生流の能樂日本國中に滿々たる世ゆゑ前代未聞の勸進能なりしも理りなり先東は今の菓子屋岡野の角より北の横町の邊まで南も同じ間數程の地を板にて二重に圍ひ東の中央に櫓をあげて入口を設け又北詰に冠木門有りて是を役者の入口としたり南にも入口有り爰は諸大名の奥向其他高貴の見物所への入口なり前むで御成門有り將軍にも見物し給ふべきやうに設けたれども一度も見物は無かりし扱勸進能開場の一ヶ月ばかり前に町中へ入場の切符を賣渡せり土間は一名二朱なり各町の名主を町奉行所へ呼出し町々の入口に依て切符を買しめ名主は是を地主へ賣渡したれば江戸中至らぬ所なく切符は弘まらたり町々既に斯の如くなれば諸藩及び旗下の人々小役人まで能樂を好むも好まざるも日數の内一日は是非見物する事となりし舞臺樂屋見物所等の構造は餘程念の入しものにて御本丸の舞臺を模造せしと言ふは左も有るべし橋がりの長さ總櫓造りなる等總て好く似て居たり正面脇正面及び地誂ひ座のうしろ等遠くへだて、折廻して上下の棧敷は劇場の棧敷の如く中央に一と際高く櫓をたれしは將軍の見物し給ふべき設けなり棧敷は一問毎に疊三疊を敷たり夫より前は一面の平場にて爰へも一面に疊を敷たり雨障子を掛たれど雨天には興行なし樂屋は狂言笛大小つゝみ大鼓太夫弟子中まで家々に區別して廊下傳ひにて往來をしたり酒茶菓子辨當果もの等の中賣あり入口所々に矢車の幕をかゞけ辻番の如き所ありて突棒さすまた袖捻等をいかめしく建な

らべて非常を戒めたり表には案内所の茶屋もあり大袈裟なる見世物の如くなれど木戸を這入ば頗る權威ありて町人なほは酒に酔でもしたならば縛りも仕さうなる體なり其癖能樂を知らぬ者には劇場程面白からねば退屈して困り果て居たる人も多くありたり」此勸進能に就て可笑き話あり或町人が三人云ひ合せて何ぞ面白ひ退屈仕ない物の有る日に行度いものだと能の番組を買て見た所が何と云ふ能が面白いやら更に分らず人に問あはせるも残念な譯だぞ種々評議の上道成寺といふ名は毎度お目にかゝつた名前だから此日に行たなら多分間違はあるまいと瓢たんなどを用意して道成寺の日をねらつて出掛た所がさあ面白くなくて耐らず道成寺の道行て三人ともたぢきれなくなり爰に苦しひおもひをして居るよりも深川屋(うなぎや)か中重(料理屋)へでも引下つて一ツ杯やらかした方が利方だと相談が決着し三人窮に横手の門より出やうとするとコレさま等は何者だへい何町誰店の何と申す町人でござぬます」今道成寺が始まつて居るのに何の用で出るのだ」へい實の所あまり面白くござぬませんから逃て歸ります」きさまたちは怪敷からん事をいふ御用の勸進能を何と心得る出す事はならん夕方まで辛抱して見て居ろ」夫はあまりお情けないと申ものでござぬます此分で夕方まで居た日には熱が出て煩ひますから何卒お慈悲にお出し下イまし夫れ程願ふ事ならば内々出して遣るまいものでもないが出の木戸鏡を拂へ」出る時も木戸鏡がいりますか」病氣に成る所を助けて遣るのだから少し安いが一人前一分ツ、三人で三分拂へ「お慈悲深い事でも頻りに禮を述べて云ふ儘に金三分で漸々に外へ出て見ると春の末で風のソヨと來るのが好い心持なれば何となく仲々とした氣持ゆへ」ア、今朝場内へ這入時の二朱は高價かつたが其割たすると出る方の一分は安價いものだ。

明治廿七年四月倭新聞記事の内より爰に記す 鹿阿
弘化五戊申年從二月於筋違橋御門外晴天十五日之間寶生
勸進能番組之寫但狂言獅子等は略す

●勸進能 初日番組
 翁 面箱 宮野 孫右衛門
 三番叟 大藏 彌右衛門
 千歳 寶生民次郎
 寶生太夫 寶生金五郎
 高砂 寶生石之助
 寶生石之助 寶生 喜勢太郎
 寶生太夫 寶生新之丞
 草紙洗 寶生才次郎
 寶生太夫 寶生新之丞
 鉢木 寶生才次郎
 寶生石之助 寶生 喜勢太郎
 大江山 寶生 喜勢太郎
 寶生重次郎
 祝言 寶生政吉郎
 金札 寶生政吉郎
 ●同上 二日目番組
 翁 面箱 宮野金三郎
 三番叟 大藏彌太夫
 千歳 寶生民次郎
 寶生太夫 寶生金五郎
 老松 寶生重次郎

關原與市 寶生政吉郎
 寶生石之助 寶生 喜勢太郎
 卷 寶生太夫
 安宅 寶生金五郎
 浪吉宮門 寶生石之助
 海人 齋藤 與右衛門
 寶生言太郎
 祝言 龍澤菊太郎
 岩舟
 ●同上 三日目番組
 翁 面箱 日吉長六
 三番叟 矢田 清右衛門
 千歳 寶生民次郎
 寶生太夫 寶生 喜勢太郎
 竹生島 寶生 喜勢太郎
 矢田八太郎
 八島 尾上萬次郎
 寶生石之助 尾上 新左衛門
 杜若 寶生太夫
 寶生太夫 寶生新之丞
 隅田川 寶生重次郎
 土岬 寶生 喜勢太郎

命尾幸吉 寶生政吉郎
 ●同上 四日目番組
 翁 面箱 岡本助次郎
 三番叟 中村新兵衛
 千歳 梅若敬太郎
 寶生民次郎
 嵐山 石寺庄五郎
 寶生石之助 龍澤菊太郎
 經政 寶生太夫
 求墳 田宮順之丞
 命尾長左衛門
 自然居士 富田勝吉郎
 寶生太夫 寶生才次郎
 正尊 寶生才次郎
 梅若大五郎
 須摩源氏 山田守次郎
 ●同上 五日目番組
 翁 面箱 上松茂吉
 三番叟 宮野 孫左衛門
 千歳 命尾幸吉
 早水一學
 加茂 建部 四郎兵衛
 寶生太夫 尾上 新左衛門
 滿仲 寶生重次郎

吉野靜 寶生 喜勢太郎
 命尾長左衛門 尾上萬次郎
 鐵輪 松本彌八郎
 善知鳥 齋藤 與右衛門
 寶生太夫 寶生新之丞
 鞍馬天狗 寶生新之丞
 ●同上 六日目番組
 翁 面箱 岡村善五郎
 三番叟 鷺 慎之助
 千歳 松林千之助
 服部助五郎
 西玉母 寶生 喜勢太郎
 寶生重次郎
 橋辨慶 寶生石之助
 松本彌八郎
 加茂物狂 吉田幸三郎
 寶生太夫 寶生新之丞
 望月 寶生新之丞
 本間左京 土田兼五郎
 阿漕 波吉宮門
 調伏曾我 柳川金之助
 ●同上 七日目番組
 翁 面箱 伊藤捨次郎
 三番叟 兒玉鐵五郎

千歳 松井左一郎
 命尾威右衛門
 輪藏 村上又次郎
 已野松五郎
 藤榮 齋藤 與右衛門
 寶生太夫 寶生重五郎
 綾鼓 寶生重五郎
 松木卯三郎 建部 四郎兵衛
 百萬 寶生重次郎
 車僧 寶生政吉郎
 寶生石之助 寶生 喜勢太郎
 船辨慶 ●同上 八日目番組
 翁 面箱 鷺 慎之助
 三番叟 鷺 權之丞
 千歳 日吉友太郎
 寶生太夫 寶生新之丞
 枕慈童 寶生石之助
 忠信 寶生政吉郎
 波吉宮門 富田勝吉郎
 松風 寶生太夫
 黑墳 尾上 新右衛門
 早水主水 山田守次郎
 鶴飼

已野包三郎 寶生松五郎
 祝言弓八幡 寶生松五郎
 ●同上 九日目番組
 翁 面箱 鈴木三之助
 三番叟 小林傳次郎
 千歳 命尾金吾
 梅若大五郎 寶生金五郎
 玉井 桐谷桑五郎
 熊阪 石守庄五郎
 寶生石之助 寶生 喜勢太郎
 住吉詣 寶生太夫
 道成寺 寶生才次郎
 本間左京 村上又次郎
 絃上 命尾勇之助
 祝言 吳服富田錦三郎
 ●同上 十日目番組
 翁 面箱 中石蒼之助
 三番叟 中村新兵衛
 千歳 命尾勇之助
 命尾長左衛門 田宮順之丞
 蟻通 寶生重次郎
 禮司曾我 富田勝吉郎
 寶生太夫

弱法師 寶生金五郎
 藤本孔雀 吉田幸三郎
 藤戶 寶生五郎
 一角仙人 川上十郎左衛門
 寶生石之助 寶生太夫
 亂和合 寶生新之丞
 ●同上 十一日目番組
 翁 面箱 岡田七之助
 三番叟 松下磐太郎
 千歳 三谷善次郎
 松本彌八郎 寶生政吉郎
 邯鄲 寶生石之助
 大佛供養 寶生 喜勢太郎
 寶生鐵五郎 柳川金之助
 雲雀山 寶生太夫
 俊寬 寶生新之丞
 日吉友太郎 清水佳太郎
 大會 寶生太夫
 春日獻神 石寺庄五郎
 ●同上 十二日目番組
 翁 面箱 丸山仙之助
 三番叟 宮野金三郎

千歳 已野包三郎
 已野善右衛門 寶生金五郎
 咸陽宮 寶生石之助
 放下僧 寶生 喜勢太郎
 寶生太夫 卒都婆小町尾上 新右衛門
 松井左一郎 寶生金五郎
 小鍛冶 寶生太夫
 融 吉田幸三郎
 松林千之助
 祝言 志賀寶生松五郎
 ●同上 十三日目番組
 翁 面箱 兒玉鐵五郎
 三番叟 大藏彌次郎
 千歳 宮川寶次郎
 松林小三郎 田宮順之丞
 繪馬 梅若敬太郎
 花月 赤阪定次
 寶生太夫 寶生金五郎
 葵上 大野時太郎
 昭君 吉田幸三郎
 寶生重次郎

明治廿七年四月倭新聞記事の内より爰に記す 鹿阿

弘化五戊申年從二月於筋違橋御門外晴天十五日之間寶生勸進能番組之寫但狂言獅子等は略す

- 勸進能 初日番組
 - 翁 面箱 宮野 孫右衛門
 - 三番叟 大藏 彌右衛門
 - 千歳 寶生民次郎
 - 寶生太夫
- 關原與市 寶生政吉郎
- 寶生石之助
 - 卷 絹 寶生 喜勢太郎
 - 寶生太夫
- 安宅 寶生金五郎
- 浪吉宮門
- 海人 齋藤 與右衛門
- 寶生言太郎
- 祝言 瀧澤菊太郎
- 岩舟
- 同上 三日目番組
 - 翁 面箱 日吉 長六
 - 三番叟 矢田 清右衛門
 - 千歳 寶生民次郎
 - 寶生太夫
- 竹生島 寶生 喜勢太郎
- 矢田八太郎
- 八島 尾上萬次郎
- 寶生石之助
- 杜若 尾上 新左衛門
- 寶生太夫
- 隅田川 寶生新之丞
- 寶生重次郎
- 土岬 寶生 喜勢太郎

命尾幸吉

●同上 四日目番組

- 翁 面箱 岡本助次郎
- 三番叟 中村新兵衛
- 千歳 梅若敬太郎
- 寶生民次郎
- 嵐山 石寺庄五郎
- 寶生石之助
- 經政 瀧澤菊太郎
- 寶生太夫
- 求墳 田宮順之丞
- 命尾長左衛門
- 自然居士 富田勝吉郎
- 寶生太夫
- 正尊 寶生才次郎
- 梅若大五郎
- 須摩源氏 山田守次郎
- 同上 五日目番組
 - 翁 面箱 上松 茂吉
 - 三番叟 宮野 孫左衛門
 - 千歳 命尾 幸吉
 - 早水一學
 - 加茂 建部 四郎兵衛
 - 寶生太夫
 - 滿仲 尾上 新左衛門
 - 寶生重次郎

吉野靜 寶生 喜勢太郎

命尾長左衛門

- 鐵輪 尾上萬次郎
- 松本彌八郎
- 善知鳥 齋藤 與右衛門
- 寶生太夫
- 鞍馬天狗 寶生新之丞
- 同上 六日目番組
 - 翁 面箱 岡村善五郎
 - 三番叟 鷺 慎之助
 - 千歳 松林千之助
 - 服部助五郎
 - 西玉母 寶生 喜勢太郎
 - 寶生重次郎
 - 寶生石之助
 - 橋辨慶
 - 松本彌八郎
 - 加茂物狂 吉田幸三郎
 - 寶生太夫
 - 望月 寶生新之丞
 - 本間左京
 - 阿漕 土田兼五郎
 - 波吉宮門
 - 調伏曾我 柳川金之助
 - 同上 七日目番組
 - 翁 面箱 伊藤捨次郎
 - 三番叟 兒玉鐵五郎

千歳 松井左一郎

命尾威右衛門

- 輪藏 村上又次郎
- 已野松五郎
- 藤榮 齋藤 與右衛門
- 寶生太夫
- 綾鼓 寶生重五郎
- 松木卯三郎
- 百萬 建部 四郎兵衛
- 寶生重次郎
- 車僧 寶生政吉郎
- 寶生石之助
- 船辨慶 寶生 喜勢太郎
- 同上 八日目番組
 - 翁 面箱 鷺 慎之助
 - 三番叟 鷺 權之丞
 - 千歳 日吉友太郎
 - 寶生太夫
 - 枕慈童 寶生新之丞
 - 寶生石之助
 - 忠信 寶生政吉郎
 - 波吉宮門
 - 松風 富田勝吉郎
 - 寶生太夫
 - 黑墳 尾上 新右衛門
 - 早水主水
 - 鶴飼 山田守次郎
- 已野包三郎
- 祝言弓八幡 寶生松五郎
- 同上 九日目番組
 - 翁 面箱 鈴木三之助
 - 三番叟 小林傳次郎
 - 千歳 命尾 金吾
 - 梅若大五郎
 - 玉井 寶生金五郎
 - 桐谷桑五郎
 - 熊阪 石守庄五郎
 - 寶生石之助
 - 住吉詣 寶生 喜勢太郎
 - 寶生太夫
 - 道成寺 寶生才次郎
 - 本間左京
 - 絃上 村上又次郎
 - 命尾勇之助
 - 祝言 吳服富田錦三郎
 - 同上 十日目番組
 - 翁 面箱 中石蒼之助
 - 三番叟 中村新兵衛
 - 千歳 命尾勇之助
 - 命尾長左衛門
 - 蟻 通 田宮順之丞
 - 寶生重次郎
 - 禮司曾我 富田勝吉郎
 - 寶生太夫
- 弱法師 寶生金五郎
- 藤本孔雀
- 藤戸 吉田幸三郎
- 寶井五郎
- 一角仙人 川上十郎左衛門
- 寶生石之助
- 寶生太夫
- 亂 和合 寶生新之丞
- 同上 十一日目番組
 - 翁 面箱 岡田七之助
 - 三番叟 松下磐太郎
 - 千歳 三谷善次郎
 - 松本彌八郎
 - 郎 寶生政吉郎
 - 寶生石之助
 - 大佛供養 寶生 喜勢太郎
 - 寶生鐵五郎
 - 雲雀山 柳川金之助
 - 寶生太夫
 - 俊寬 寶生新之丞
 - 日吉友太郎
 - 大會 清水佳太郎
 - 寶生太夫
 - 春日獻神 石寺庄五郎
 - 同上 十二日目番組
 - 翁 面箱 丸山仙之助
 - 三番叟 宮野金三郎
- 千歳 已野包三郎
- 已野善右衛門
- 咸陽宮 寶生金五郎
- 寶生石之助
- 放下僧 寶生 喜勢太郎
- 寶生太夫
- 卒都婆小町尾上 新右衛門
- 松井左一郎
- 小鍛冶 寶生金五郎
- 寶生太夫
- 融 吉田幸三郎
- 松林千之助
- 祝言 志賀寶生松五郎
- 同上 十三日目番組
 - 翁 面箱 兒玉鐵五郎
 - 三番叟 大藏彌次郎
 - 千歳 宮川寶次郎
 - 松林小三郎
 - 繪馬 田宮順之丞
 - 梅若敬太郎
 - 花月 赤阪 定次
 - 寶生太夫
 - 葵上 寶生金五郎
 - 大野時太郎
 - 昭君 吉田幸三郎
 - 時宗 寶生重次郎

寶生石之助

小袖曾我 寶生太夫
鳥帽子折 寶生 喜勢太郎

同上 十四日目番組

翁 面箱 仲里長次郎
三番叟 伊藤捨次郎
千歳 田崎曾能輔
丹羽又五郎

和布刈 富田勝吉郎
命尾金吾

俊成忠度 寶生政吉郎
寶生太夫

三井寺 田宮順之丞
寶生太夫

石橋 寶生新之丞
小町 寶生新之丞

巳野善太郎
寶生石之助
夜打曾我

薩摩座

薩摩座はもと日本橋菅屋町に在りしを。明治三年中大薩摩吉右衛門旅籠町三丁目即ち現今の料理店花屋の敷地なるところに建築し。専ら人形芝居を營業せしかと觀客多からざるより。小劇場と改め女優市川久米八一一座を以て興行せしに。特の外大入を占め。遠近より集り來る觀客引きもさざりし。次で坂東太郎、嵐離鶴(今の市川)等(福十郎)等の興行ありしか同五年當座の裏方柳川といへる鯛蒲焼店より火を失し。全場悉く烏有に歸したり。翌六年京

勝川團作

祝言 養老 山田駒次郎
同上 十五日目番組

翁 面箱 逆水 五郎兵衛
三番叟 鶯 權之丞

千歳 桐谷桑五郎
寶生太夫

鶴 龜 寶生政吉郎
寶生重次郎

田村 瀧澤菊太郎
寶生石之助

羽衣 寶生 喜勢太郎
寶生太夫

唐舟 寶生新之丞
寶生石之助

紅葉符 寶生金五郎
寶生太夫

猩々七人 寶生金五郎

歌舞妓座

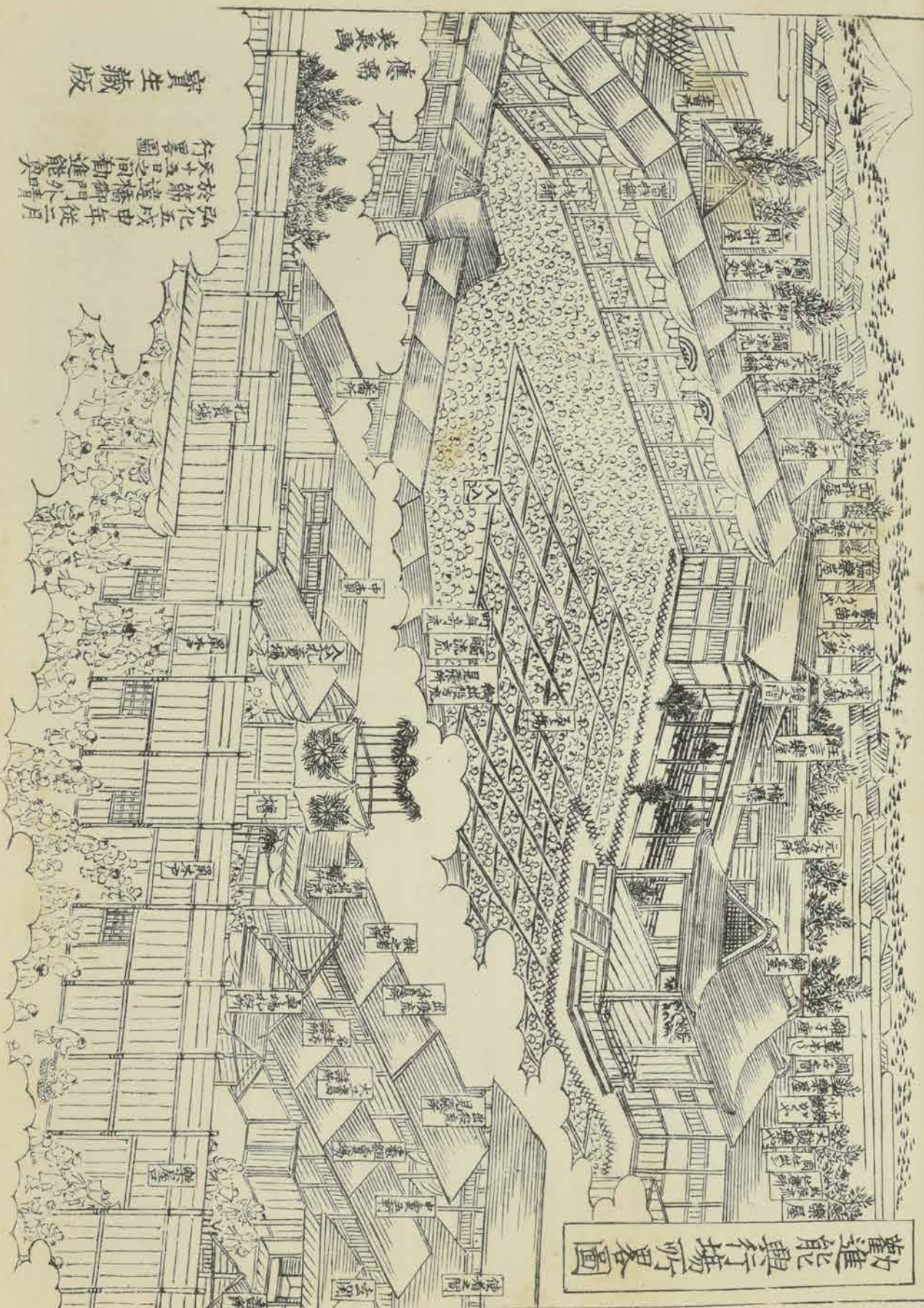
歌舞妓座は一小劇場にして往古旅籠町三丁目(今の十六)に在り。中村芝喜藏、市川眼玉、市川爲藏など座主となり興行せしかと忽ち廢絶して多く世人の知らざるどころなり。其後此土地頗る廢頽し一時は殆んど窮民の巢窟の如くなりしといふ。

講武稻荷社

講武稻荷社は安政四年の鎮座にして神體は宇迦之御魂命なり。(一作に宇迦之)昔時大貫傳兵衛なるもの。當講武所附屬地の拂下を出願し。其許可を得んか爲め。淺草橋場なる長谷寺に安置せる此稻荷社に參詣し祈念怠らざりしかば。遂に安政三年五月二十二日を以て。拂下免許となりたるよし。之れか爲め翌年社祠を造築し。其本體を橋場より本社に移したるを以て創始とす。故に今尚ほ毎年五月二十二日を以て大祭日と爲す。維新後明治五年に至り近傍の家より火を失し。本祠もともに炎燒せしかけ。更に大貫氏は一祠を建立せり。然るに同十年一月八日同氏は他に轉ずるの止むを得ざるより。此神祠も敷地と共に先代伊東長三郎氏(同地々主貫)へ讓渡すどころとなりたり。而して之か保存は専ら町内各戸にて取扱ふこととなる。同年四月五日再び祝融の災に罹り本體は悉く他に移せしも。社祠は悉く類焼したり。據て翌十一年伊東長三郎、岡田久藏、小菅又右衛門の三名にて現今の祠を造營寄進し以て今日に至れりといふ。

代用私立芳林尋常高等小學校

本校は安政四年正月十八日徳川氏の三卿清水藩の臣金子政成。



勸進能興行場町界圖

寶生藏版

弘化五戊申年從二月
於於第達橋御門外
行署圖間和進能興
天十五日之橋御門外

外神田牛込袋町代地(現今の日本鐵道株式會社)に筆學所を設立し。芳林堂と稱し筆道、讀書、算術を教授せしを以て創始とす。然るに翌五年十二月火災に罹り外神田須田町二丁目代地(現今の神田山本町)に移轉せり。同六年舊地に校舎を建設し同年之れに移る。文久九年正月に及んで校主金子政成職を停め長子金子治尊(現今の校主)代りて其任に當れり。其れより數年を経明治二年十二月また火災に遭遇し建物全焼せしかば旅籠町一丁目に移轉せり。さるほどに翌三年十月近隣より火を失し不幸にも再び祝融の難に罹り。是非なく同二丁目十二番地に移り。校舎狹隘なるに拘らず玆に於て授業することゝなれり。同六年二月文部省達に基づき小學校の教則に改め。第五大區四小區内幼童學所と稱し教授法を改めたり。また翌七年二月第一大區第五中學區第七番小學芳林學校と名け小學校に編入せらる(因に記す當時は今の如し。此に至りて全く寺子屋風を脱し小學校組織となりし。同十年四月私立學校の番號を廢せらる因て本校は單に私立芳林小學校と改稱せり。此月火災の爲め悉く校舎を烏有に歸したり翌々六月旅籠町二丁目八番地に洋風二階造建物を新築す現今の校舎之れなり是よりして生徒の數稍々増加せしを以て同年十一月淺草區田原町二丁目に分校を設置せり後ち之を廢す。翌十一年十二月北豐島郡瀧の川に分校を設け今尙ほ引續き授業せり。同十五年九月小學校設置廢止規則に準據して設備法を改正す。次て同十九年十二月學制改革により私立芳林尋常高等小學校と稱し翌二十年九月校舎の増築をなす。同二十六年十二月東京市神田區代用小學校となり以て今日に至れりといふ。

●旅籠町の藝妓

旅籠町の藝妓は里俗呼して講武所藝者といふ。此歌妓の現はれし起原をたづぬるに。昔時神田小川町(今の三崎町三丁目)に講武所を建設

するに當り。其近傍の町家を取毀ちて此地に換へ同所の附屬地とせらる。當時は住するものいたつて渺なかりしか。安政年間當地を大貫傳兵衛外數名に拂ひ下けらるゝに及んで。漸く町家軒を並ぶることゝなり。次て明治三年申旅籠町三丁目(現今の料理店花屋の敷地)に薩摩座といへる小劇場を再興したるものあり。觀客頗る夥多しきより。遂に芝居附の茶屋を建設するの必要起り。大柳、伊勢音、俵屋、萬屋、若松などいへる茶屋八九軒出來し。之れに二三の藝妓を置き。(當初は師匠の木花源、清元延吉など。云へるもの藝妓のまねを爲せしなり)隨時遊客の需に應じ。三絃を弄し酒席をも暫間せしを以て濫觴とす。其後劇場は類焼し從つて茶屋も廢絶せしかと。藝妓は變ることなく營業せしより。年を遂ふて益々其數を増加し今日の如く一區劃を爲し。歌妓の住するところとなれり。

當町の藝妓は品位兎に角性質は淡泊にして所謂神田兒の氣性を有し。時に取りては新柳兩橋の藝者に稍々勝ぐれたるところあり。而して大少妓とも餘り扮飾せざるは古風を存するものか。將た又金策不充分なるかは玆に要なければ記さず。今左に古來より江戸藝妓の風習を記し併せて昔日如何に當地藝者の質朴なりしかを掲げむ。

藝者は昔日を以ていへば艶美のものにして。其技能及び品格なども今日の藝妓に比し。稍優れるものなりしならむ。また中古一時娼妓同様の所行ありしと見ゆ。大坂新町細見澤標に。たいこ女郎と云はあげや茶やへよばれ。座しきの興を催すものなり。音曲はいふもさらなり。昔は舞などもつとめしものなり。享保中より藝子といへるもの出來り。これは昔のたいこ女郎とは譯ちがい。三味線を表にたてうらは色をもとゝするなり。さるに依て美女ありつとめ方は同じさまなり。江戸は大に後れたり。歌後は昔物語よしはらの藝者といふもの扇屋かせんに始れり。歌

扇は唯一人なりし寶曆十二年の頃より其後追々に外の娼家にも茶店にも出来て。細見のやりての前の處に。藝者唯外へも出し申候と書たり。夫よりはるか後に大黒屋秀民けんばんを立たり。藝者おどり子と肩書して傾城同様に世に併て客をとりたる唱家もありき。最もかれらはうしろ帯にて并ひ居たり。もと藝者といふ者はなくて。けいせいの内にて三線ひきてうたひし事なり多分新造なり。三線のなる新さうを揚よなといひて。ひかせたる事なり。夜廊にてもみな歌をうたい三線をひきたてたり云々どあり。また徳川幕府のころに至り漸く取締法を設けられ。種々禁令ありしも。一々枚舉に追あらざれば。左に弘化年間の町觸を記さむ。

町々女藝者と唱へ候もの。親兄杯のかため無據藝二と通りにて茶屋向等へ被雇候儀は格別。女を抱置藝者爲致候儀は勿論。娘妹等有之候とも其家にては壹人を限り可申尤身賣に紛敷儀は堅く爲致間敷旨。先年より觸置候趣も有之候處。猶又近頃心得違いたし如何之及所業候ものも有之抔専風説致候得共右は全く風聞まで之儀と相聞候間。先は此度は令有免不及吟味沙汰候得共。彌右體之儀有之候ては。以之外不埒之事に付。此上にも前書觸面之趣無遺失急度相守全親族之爲歎或は困窮に迫り無據藝一と通り之縁致候分之外。抱主抔と唱多人數女共抱置賣女に紛敷所業は勿論。猥成儀決而爲致申間敷候。若不取用ものとも有之においては。召捕吟味之上嚴重之咎可申付候條。此旨能々相心得町役人共儀も無油斷。心付候様可致候

弘化五年八月九日

斯の如く父兄の爲め貧窶に迫るか。或はやむを得ざるもの外は營業を禁し。またみだれがましきことなきよう注意されしなり。其後維新に至り是等に就て取締の令達あり。加ふるに營業

んには。大藝妓一名小藝妓一名にて之を一組とし。大藝妓の祝儀を一圓とし少藝妓の祝儀を五十錢と定む。(昔時此地の藝者の如先云へる如く疎略の衣服を用いたるゆゑ今日よりはるか優りしなり)別に揚代として一時間金二十五錢を費すなり。是れを玉といふ。此事は往古より定まれるものと見え瓦礫雜考に云白拍子は酒宴の相手に招るゝなれば。今の藝子といふものゝ類也。今の藝子を漢土には樂工ともいへり。北里志曰有樂工聚居其側或呼召之立至每飲卒以三錢繼燭即倍之といへり。これはらうそく一挺たつ間藝子の身の代三錢なり。錢字は康熙字典に黃鐵の重さ六兩なりといへり。黃鐵は銅なり六兩といへるも時代によりて。さまざまなればこの北里志は唐の代の人孫聖といへるか作なれば開元錢なるべし。開元錢十文にておもさ一兩也、しからば三錢は百八十錢なるべし。若し先のらうそく立終りて。又新たにづけばそのあたひ一倍なること。今藝者の直しといふことに似たり。

藝妓居宅の有様は東京開化繁昌記に能く穿ちたれば是を掲げむに。云く妓戸貧富冷熱相異なりと雖ども。其風俗は太た相同し熱者は表街に住て小樓居を爲し。冷者は裏坊に居て一蝸廬を營む。店前格子戸を掩ふて。必ず一の彩球燈を掲げ。名を其燈面に記して以て招牌と爲す。毎夕客無き時は火を點し。客ある時は火を滅し。其在否を報す。室内は壁に一幅の畫軸を懸け。柱に一雙の三絃を釣り。床上の盆草は玉を養ひ縁を培ふ。一大桶爐を置き暖灰雪を埋め鐵瓶笙を鳴らし。小閣佳美にして磁碗を團々排し。瓷瓶は個々列し。煙管は長く草匣は小く。壁柱光澤茵席蒲酒一戸一妓或は離妓を併せ食ふ。妓内に居ては懶惰を極め。未だ曾て一鬢を梳らす未だ曾て一衣を縫はず。起ては絃歌を調し臥しては情書を繕き。外に出ては翠裾飄りて涙を濺はし。碧帯垂れて霞を惹く。靜粧新理姿儀整肅忽ち天女の姿と

税を課せらるゝようなりしも畢竟是等のものをして正業に就かしめんか爲なるべし。されば現今の有様をうかうに二枚鑑札をも下渡さんことを希望するものあるが如きはいかに。かゝる事は通人粹士の能く知るところゆえ茲には記さず。

さて藝妓の用ひし衣服の如きも往古は甚だ疎略なるものにて中古一たび衣風亂れ男の姿を爲したることあり明和七年冊子辰巳園。藝者を喚むと云ふ處はをりにしましやうかといへり。當時深川の藝者を羽織藝者と稱へたり。維新前後文久の頃より明治の初年に至るまでは甚だ質素にて。講武所の藝者の如きは少しも飾らざりし。明治の初年秋葉の原へ火除地を設けられ。是れが周圍に土手を築くに當り小石川船河原橋(一名せん)下なる江戸川の川深を爲し。其泥土を此處に運搬せしことあり。此時旗籠町一丁目、二丁目、三丁目、金澤町、臺所町、松住町、末廣町湯島一丁目なる八ヶ町にて花草を拵へ此れの警固として梅吉、小吉、浪吉、小久、繁八、鐵吉、小まつ、小六などいへる三十名の藝者を出せしか。當時是等藝妓の用ひたりし衣服は。皆洒金巾に旅三なる文字を寄せ字と爲し打燈屋美濃久に畫かしめ之を上衣とし下にはたちつけをはき髪を茶筌掃に結りて出たる位なり。

是より時風に誘はれ漸々美しく飾りたて。絹裏の二枚重を着するごとくなりまた甲斐絹を用ゆるものあり。或は變り裏むくを附するあり。江戸裾の三枚重を着するあり終に今日の如く縮緬の染模様、縞珍の九帯などを用ひ。さては大丸、三井吳服店、伊勢丹などへ注文することゝなれり。今日の藝者の多くは内實は貧苦なるにも拘らず外面には華美艶麗を競ひ。衣帶首飾に千金を費すこと月に年に盛んになれり。講武所の藝妓に限らざるも。一般東京の藝妓を宴席などに招か

變し。緩々として蓮歩をを移し。盈々として絳唇を點し清歌能く人の魂を飛ばし。妙舞能く人の神を驅へす。彼の歌妓二轉摺二黃金一我濃一跪倒汚衣の句善く妓風を穿てりと謂ふへし。講武所藝妓中にて是まで容色技藝の尤も彰はれ。全盛を極めしは以前の小まき、桃太郎、小丸などなりし。當地にて營業せし藝妓の姓名を創立以來總て記さむは甚だ煩らはしきことなれば。左に明治九年始めて現政府に届出たる姓名録。及び目今營業せる大小藝妓の名を記さむ。

- | | | | | | |
|--------|----------|--------|----------|--------|----------|
| 田中屋小久 | (二十三年九月) | 鈴木屋小久 | (二十一年七月) | 鈴木屋鈴吉 | (十九年八月) |
| 龜菊屋繁八 | (二十二年九月) | 萬屋小濱 | (十六年八月) | 新菊屋才藏 | (十七年七月) |
| 新菊屋小峰 | (十八年八月) | 川よし小徳 | (十五年八月) | 澤田屋鶴松 | (十八年七月) |
| 吉野屋蝶吉 | (二十三年六月) | 吉野屋小力 | (十八年八月) | 益村屋小樹 | (十八年八月) |
| 若松屋演吉 | (十七年七月) | 吉田屋君八 | (十七年七月) | 松本屋綱吉 | (十九年八月) |
| 松本屋小露 | (十七年七月) | 吉川屋鎌吉 | (二十三年十月) | 吉川屋小勝 | (十一年十一月) |
| 三河屋おちや | (十五年五月) | 福井屋小松 | (二十三年十月) | 福井屋とこ子 | (十五年五月) |
| 福井屋小仙 | (十九年六月) | 藤田屋梅吉 | (三十年八月) | 藤田屋小金 | (十五年五月) |
| 小松屋こい | (二十一年四月) | 小松屋金太 | (十七年七月) | 越川小秀 | (二十二年五月) |
| 越川小鳥 | (十七年八月) | 甲子屋三佐吉 | (二十二年一月) | 新福本屋小光 | (十八年五月) |
| 和泉屋小三 | (十六年三月) | | | | |

右の通りに有之候也 右旗籠町地主 本郷 定 作 明治九年三月

- 斯の如く當時は僅三十一名なりしが。今日は大ひに其數を増し本年本月十八日の調査に據れば八十名なり。即ち
- | | | | | | |
|-------|---|----|---|-------|-------|
| 扇屋 兼吉 | 同 | 浪吉 | 同 | 鳥子 | ●同かね子 |
| 新扇屋小兼 | 同 | りう | 同 | 新福本五郎 | 同 |
| 新福本直吉 | 同 | 梅子 | 同 | 春松本勝治 | 同 |
| | | | | 豆太 | |

- 春福本ゑん ●同 米子 菊本小なる ●同ざん子
- 新川吉丈八 新川崎小福 同 小高 ●同よし子
- 福井屋小辰 同 小つま 同 松子 同 頼子
- 同 小梅 ●同 小松 春の屋こい 同 小花
- 春の屋小千代 ●同二三子 同 手遊 春本かい子
- 松吉屋龜壽 同 小むら 同 八重子 川島屋桃太郎
- 川島屋小桃 ●同 春子 新福井小鈴 同 鈴子
- 新福井すめ ●同ぼんた ●同 花子 新和泉小玉
- 藤屋 小奴 同 才子 同 小糸 ●同 今子
- 川よし小僧 同 喜樂 和泉屋小米 ●同 丸子
- 若和泉三代 ●同 かね 松本 小當 同 園八
- 松本 君子 ●田中屋ノ子 川崎屋小政 同 小豊
- 川崎屋小ゑん 同 相子 同 ●同いの子
- 小松家錦糸 萬屋 濱治 ●同 壽 新市花三勝
- 新市花鶴子 中川崎ベ松 中市花小蝶 鶴田中金八
- 新福伸竹松 福伸いし子 ●同 小歌 ●同かの子
- 市花屋小六 同 三吉 同 兼次 ●同 米松

等なり(上は黒點を附したるは少藝妓なり)
 また明治の初年市中所々にて音頭てふ歌舞の流行せしことあり
 當時講武所藝者も島原にて興行せし菊五郎の手振にまね音頭踊
 を爲したり其音頭の作歌は假名垣魯文にして地方は榊子屋金太
 新福本小光等にて踊娘は和泉とし、吉川屋鎌吉等數名なりし今
 左に其の歌を示さむ。

音頭四季の唱歌

假名垣魯文作

花の雲。東のひえに引つゞく。霞の衣舞の袖。合す手事も千
 早振。神田の里もあたらしく。ヨイヤサく
 夏木立。葉山の繁り色榮て。軒の簾にれどづる。涼しき風

神田の里は茶漬料理店

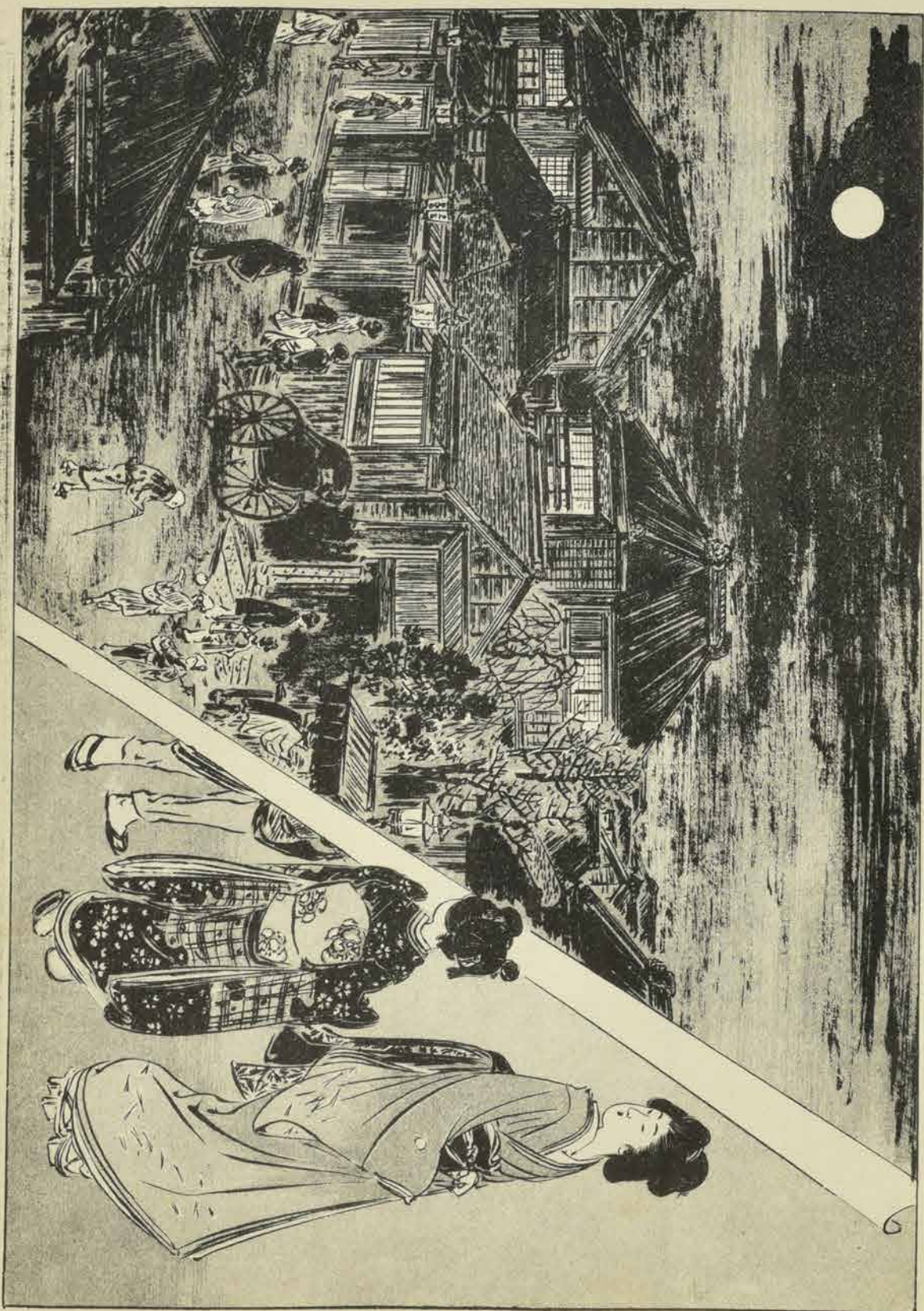
をまつの庵。さゝんざ唱ふ亂拍子。ヨイヤサく
 石垣の。堅き誓ひの色替で。木々の錦のうちかけや。今宵を
 千代のはじめなる。萬世橋のか末けて。ヨイヤサく
 玉浦の。流の末を神の田に。波てぞしるき水の筋。さゝに替
 へたる移り香や。巨甕ふとんの雪の日も。ヨイヤサく
 また其頃此土地の藝者總出にて花見に行きたることありしが。
 其趣考は奥女中の行列にして片はづし鬻に總模様腰模様の素を
 着重ねたる老女中、側役あり。型の如く帷茸髪に結むたるお末
 あり。友仙染の振袖着たる小性あり。是等は皆大小妓の扮せし
 ものにて。箱屋は其れく侍仲間小物などに扮装たり。此こと
 は當時評判高かりしかば今尙ほ知るもの多からむ。先年寛都三
 十年祭に執行せるも之れに慣ひしものか。

宇治の里

宇治の里は茶漬料理店にして往古より名高きものなり。當店の
 創設は安政四年九月即ち幕府の頃講武所附屬地を拂下けられし
 とき開店せしものにて。日本橋通三丁目なる宇治の里の支店な
 り。當時の店主は岡田久藏といひしものにて現主榮之助の父な
 り。また支店を淺草藏前通りに開けり。門前お茶漬御一人前金
 拾錢の掛行燈を掲ぐ。本店の料理は總て精進にして少しも魚肉
 を用ゆることなし。(近ごろは玉子料)茶漬専門なれば酒の如きも徳
 利に入る、ことなく皆土瓶を以て客前に出せり。是ども必ず
 前金仕拂のことし。女中の如きも艶美よき婦女を備はず。皆
 十一、二才前後のもの、みを使役す。是れ當店の特色にて府下
 擴しといへども嘗て見ざるところのものなり。

神田仲町

總説



◎位置

神田仲町は旅籠町三丁目の東方に位して昔時藁店と稱へしとてろなり。東は舊秋葉原火除地即ち現今の日本鐵道株式會社貨物取扱所にして北は大通路を狭み籠旅町一丁目に面し。南は花房町に隣り。西は旅籠町三丁目舊講武所附屬地を以て限とす。而して當町を一丁目二丁目に分割し一丁目は一番地より十六番地までとす但し十番地より十二番地までは日本鐵道株式會社の敷地となる。二丁目は一番地より六番地に區分せり。

◎町名の起原

神田仲町は。御成道に出る通路と。講武所附町屋敷との中間に在るを以て名く。今の地形よりいふも。神田旅籠町と花岡町との間に介在せり。もと二丁目より三丁目までありしが。秋葉の原を設くるの際三丁目は構込となりて廢絶せり。當町は往昔士邸なりしが。享保年間始て商家を設け。筋違橋外新地と稱せしが。後ち今の名に改めたり。

武江圖説に云。花房町仲町邊。元本多下野守殿屋敷上ヶ地にて。享保九年町屋となる。又云筋違橋外より和泉橋までの間。神田川岸通りは寺地なり。明曆火災後より。此寺院は下谷、淺草、本郷、駒込へ移る。慶安中本多能登守殿筋違橋外寺町にて御屋敷拜領と云。其後水野隼人正殿御屋敷と成り。享保中町屋と成か今の花房町仲町邊なり。

藁店 竹町

仲町一丁目と花房町との横町を舊時里俗にわら店と唱へたり。稻藁を鬻く家多きを以てなり。萬家といへる家は今尙ほ残り此わら店より東の方舊通船屋敷の通りを竹丁と字せり。是れ亦竹竿を商ふ家多きを以てなり。

◎名稱

●橋梁

昌平橋 仲町一丁目間より南方小柳町の方へ出つるところ神田川に架する橋をいふ。もと一文橋と稱へし。詳しくは前編に記せり。

馬車鐵道通橋 仲町と旅籠町との間より八つ小路に出つるところにあり。明治二十九年三月の新設にして。同會社役員及び鐵道馬車の外通行を禁せり。

●官署事務所、銀行、會社、商業、營業

仲町巡查派出所 一丁目六番地角に在り。

中村藤之進醫務事務所 一丁目五番地に在り。

神田區民會事務所 一丁目四番地に在り。

東洋石油株式會社 一丁目十六番地に在りて石油採掘及販賣を爲す。廿九年七月の創立にして資本金五十万圓を有せり。

會津物産商會 二丁目十三番地に在り。

下駄奉附屬品共同會假事務所 待合席青柳内に在りて連月七日の日を以て開會す。

東京神田會社事務所 同所に在り。

東京砂糖商組合事務所 一丁目六番地福田屋内に在り。

八洲印刷製本株式會社創立事務所 一丁目五番地に在り。

元結組組合事務所 一丁目五番地に在り。

古河郷友會々場 同所に在り。

弘運合資會社 二丁目五番地に在り。

金井運送店 貨物運搬を業とし一丁目十三番地に在り。本局一千三百十八番の電話を架設す。

共同運送社 一丁目九番地に在り。

九武運送店 小泉武之の設くるるところにして一丁目十一番地に在り電話本局七十八番を設く。

朝松組 藤田虎次郎の設立せる運漕取扱店にして一丁目八番地に在り。電話本局五百九十八番を架設せり。

内國通運株式會社神田支店 一丁目十六番地に在りて本局六百三十番の電話を架設す。

三立社支店 同業店にして同町十三番地にあり。電話本局一千二百三番。

七條金屬版印刷所 一丁目三番地にありて電話本局一千七百八番を架設す。

西村薪炭商店 野州屋と稱し同町十六番地にあり。本局一千五番の電話を架設す。

巴川新治郎金庫製造所 一丁目三番地にあり。

千代田亭 客席にして二丁目七番地にあり。もと此處に川よしといへる客席あり

臺所町下り神田神社男坂の望む圖



るは、牽強といふべし。田、和(輪形也)泉字の崩模様を以て連結し、橋の前後の雄柱は、鑄鐵製にして、全部總て唐草模様を以て裝飾とし、橋名技術師名及年月標等は唐銅製にして、黒色の漆を塗り、文字は純金を塗せるものにして、之を雄柱の前面に嵌入し、雄柱上に瓦斯燈各一臺を建てたり。經費二萬三千〇七十五圓餘、技師は工學士原龍太氏なり。

●醫科大學第二醫院

醫科大學第二醫院は、神田和泉町二番地に在り。舊幕士太田銚吉、能勢熊之助兩家の邸跡にして、構への溝を存せり、芝塘に穉松を栽む、白ペンキ塗の門、洋風木骨二階建の家屋にて、東京衛生試験所の西隣に位せり。總地坪凡二千九百餘坪。東京帝國醫科大學の附屬地として第二醫院と稱す。其の沿革の概略を述べむに、初めは、大學醫學校と稱したりき。明治十一年に及びて、醫科大學擴張と共に、其の附屬病院を第一、第二醫院と爲し、第一醫院を東京帝國大學構内に置き、神田和泉町の大學醫學校を、第二醫院と改稱したり。汎く學術上の材料を蒐集し、實地研究の爲め、醫學生の養成を企圖し、兩院を編成しつる也。明治二十一年四月以來院則を修正し、治療組織に改め、藥價細帶料等、總へて原料に基き、患者に實費を負担せしめ、貧困者にして、支辨する能はざる者に限り、相當の手續を以て治療をも允可するといへり。細則は、當院に就て之を尋ぬべし。而して、第二醫院に於ては、専ら内、外科及眼科の診察治療を行ふなり。玄關は南に面せり。沓脱石を踏みて、右に受附、事務室、應接室、藥價取納人詰所、金銀取扱人詰所、藥取人控所、左に内外患者控所、模範藥局、各々室を列ねたり。是より廊は三岐して、左に曲かれは藥品調合室、同試験室あり。右に岐るれば、外科、眼科患者控所並に診察室、眼科暗室及小使室なり。直に進めば、玄

關より通ずる幅廣き廊下にして、中庭を見るべし。左に外科醫院室、理科學生控所あり、こゝに再び通ひ路は三岐せり。其の正面は看護婦室にして、廊は窮まりぬ。右に進めば、内、外科講義室、同顯微鏡室、腹部切解室、救援室等あるべし。左に歩めば、X光線室、剖檢室等にして此邊入院患者の病室多し。更に右に分岐すへき廊下ありて、傳染病室に通ず、この病室は棟を異にして、醫員、學生、看護婦等其の他手續を経たる見舞人の外は、一切交通を遮斷しつゝあるなり。傳染病室を除けば、家屋の構造たる稍々工字形に類し、其の二階は、普通内、外、眼科入院患者の病室なり。病室は、二等、三等に區別し、二等は一室に患者一名、三等は三四名病床に起臥するを見たり。治療患者は、三等室にして、室の都合に依り二等室に編入せられたるもあり、二階には此患者を認めざりき。

●東京衛生試験所

以上所觀の梗概を記するに止まるのみ。現任の院長は、醫學博士教授青山胤通氏なり。東京衛生試験所は、神田和泉町二番地に在り、内務大臣の管轄に屬し、衛生上の試験に關する事項を取扱ふ所たり。舊酒井左衛門尉及中根宇右衛門兩家の邸跡を合併したる、總地坪三千八百有餘坪。芝塘を築きて、昔時の構泥溝は石垣と共に現存せり。西隣は東京帝國大學醫科大學附屬第二醫院に接し。洋風の建築物は事務室、試験室、參考室等の數棟に岐れて、その表門は、淺草向柳原町に面せり。其の沿革を尋ぬるに、明治六年三月、文部省内に、始めて醫務局を置かれ、毒劇藥取扱規則を設けて賣藥の検査を施せり。七年三月、東京司藥場を置きて、醫務局に所屬せしめらる。當時

は日本橋區馬喰町にありて、場長は長松東海氏たりき。又獨逸人、ドクトル、ゲ、マルチン氏を囑托技師となせり。時に本邦漸く藥品の輸入多く、且つ、良薬と共に贗造品も著るしく、司藥場の業務日に多端なりき。同年下谷醫學校構内の地所を割いて、司藥場を此地に移す。醫學校とは第二醫院にして、即ち、司藥場が現在の地に移轉し來りたるなり。同年十二月、三府にキニ一ネ、沃度加里の贗造品夥し、依て之を沽賣し或は貯藏する者は罰則に處すべき旨訓示し、又諸國に布達して、藥品の鑑別を願出る者あれば、費用を要せずして官之に應ずべしと。八年京都府に司藥場を置き、和蘭人、ウ、ドワルス氏を囑托技師となせり。八年五月、太政官、令して衛生事務を文部省より分離し、内務省に附屬せしめらる。この時内務省に衛生局を置かれ、司藥場は、衛生局の附屬たり。内務省に於ては、藥品の良否を査定し、又、保険すべき必要上より検査印紙を造りて、一般に之を貼用せしむ。爾來贗物漸く其の數を減じたり。九年、府内は勿論諸國の藥種商より司藥場に檢出願の者日々に増加し、司藥場の印紙なきものは、無効の藥品として、其の價格を失ふに至れり。此際も猶無手数料なりき。同年五月、内務省より製藥免許の布達ありて、其の製作藥は、司藥場の檢明を経るを要し、又司藥場に致場を設けて、製藥の法を生徒に傳習せり。輸入漸く減す。九年八月京都司藥場を廢し、更に横濱及長崎に設けたり。十一月始めて一般に手数料を徴收し、其の前後に在りて、外國人の囑托技師を解雇せり。事業の進歩發達の程度、大に見るべきものあらむとす。十二年長崎司藥場を廢止し、更に大阪府北區中の島に設けられぬ。十六年五月、各地の司藥場を改めて、衛生局東京試驗所、同大阪試驗所、同横濱試驗所と改稱し、試験、檢明、司藥、庶務の諸課を置き、大凡用水、土壤、衣服類、

飲食品、鑛泉等、衛生上の利害を説明し、且つ飲食料、染料、著色料等を檢査し、傍ら警察署、裁判所に關する試験を舉行し、司藥部に於ては、藥品の精粗眞贋を檢査し、醫藥用の適否を判別し、又生薬及新薬の性徴を説明することを掌りぬ。十八年九月、内務省衛生藥草試驗園を起し、新鮮なる藥種をこゝに培養せり。十九年、東京試驗所に参考室を新設し、衛生上の諸器械、書籍類を陳列し、庶人に之を縱覽せしめたり。廿年五月、衛生試驗所官制を定め、従前衛生局に附屬し來たりしが、是に於て、内務大臣管轄の下に獨立せり。廿三年一月、東京試驗所附屬藥園を文部省に讓る。同年八月、官制改革、東京衛生試驗所と改稱せり。現任の所長は、藥學博士田原良純氏たり。参考室は、毎週、日曜、水曜の兩日を以て、庶人の縱覽を許せり。第一室より第三室に至る、外に書籍室等の設けありて、凡そ衛生上に關する参考品を陳列したり。第一室に於ては、分析の結果を示しぬ。人間身體の成分より、其の日常食料飲用に供すべき、魚類、酒類を分析し。又和洋各種の膳立をつくりて、滋養の有無を説明し、食器に及ぼして、啓蒙の一端となせり。第二室は、有毒及無毒の染料、玩具料を示し、原因と結果を詳らかにせり。歐人某が、有毒染料を施したる織物とは知らずして、害を受けたる足部の標本は、一見恐るべく、注意を促すの資料たらむ。其の他コルセットの害、靴の弊、指摘して餘す所なし。エムプス通氣器、室内電氣燈、瓦斯爐、改良下水、飲料水に至るまで之が標本を裝置したる杯、熟覽の價値あらむとす。第三室には、各種の消毒器を陳列し、又内國鑛泉の分析表。病菌圖書、兩浴器、水漉器、衛生家屋の摸型、並に、所長田原氏が考案したりといへる、瓦斯消毒器等、研鑽の材料として、頗る肝要なるべし。別に書籍室あり、衛生上有益なる圖書を

藏めたり。又地中室あり。下水の標本を陳列したり。世に衛生の必要を知る者は、この参考室に臨め、無智の者雖、一度之を窺へば衛生の人生に缺くべからざるの理をや悟らむ。

●東都病院

本院は醫科大學第二醫院の西方に在り。醫科大學理科卒業生齋藤紀一郎氏の設立するところなり。建家は洋風二階建煉瓦造りにして明治三十年四月五日工を起し同三十一年九月落成の上開院式を執行したるものなり。門内玄關に面し車夫、供待所を設く。玄關内側の右室を診察所とし左側の室を藥局及び患者控所に充て。正面の一室を以て看護婦養成室と爲す。此室は毎日時間を定め本院詰の醫員各交代を以て看護婦に須要なる學科を授くるどころとす。是より進み階段の裏方なる一室を以て婦人生殖器診察所とし。此れに隣りて外科手術の一室を設く。其傍に醫員詰所あり、看護婦の休憩所あり。是より廊下を渡り病室に至る。本院の病室は特等二室、上等四室、中等六室、下等拾五室にて別に傳染病患者の爲め五室及び消毒室一ヶ所の設あり。本院に入院を請ふ者は東京在住者二名の身元引請保證を要し入院料特等一人金參圓、上等同金壹圓五十錢、中等同金壹圓、下等同金七十五錢及び其他の諸費を七日毎に納めしむ。また患者特別に滋用品若くは氷其他のものを要するときは其費用は各自辨せしむ。而して院内に看護婦を置き常に患者を保護せしむると雖も更に看護婦を要求する者は一日金貳拾五錢を支拂ふものとせり。本院は専ら内科、外科、婦人科、小兒科の診察を爲し。特に實布の里亞血清療法、腸チフス血清療法、肺病新ツヘルクリン療法、脚氣病注射新療法などを行ふ。役員は院長の外醫員六名、藥局員四名、看護婦二十四名、事務員一名、會計員一名、給仕二名等とす。

●令德會本部

令德會は和泉町一番地に在り。本會創立の主旨大略は修身齊家理財の三要道に適合して道を講し教を説き以て忠行節義の感情を深厚ならしめ、世の婦女子をして家庭教養の一助たらしめむと欲するにあり。而して之が目的を貫徹せんか爲め本部を設け支店を各地方に設く。また本部に於て毎月一回令德て多雜誌を發行して會員に頒てり。本會々員は名譽會員、賛成會員、特別會員、正會員の四に分てり。名譽會員は特に本會の推選によるもののみ。賛成會員は本會の主義を賛成助力するものとし。特別會員は會費として毎月金三拾錢を出し。正會員は毎月金拾錢を出すものとす。また男子にして本會の事業を賛成協力せらるゝものを賛成或は協賛と稱せり。本會の顧問には文學士芳賀失一逸見伸三郎、井上頼國、野田管啓、近藤藤守、佐藤絶雄の諸氏あり而して本會の主唱者は神道金光教會東京分所長畑徳三郎氏にして其の發會式を執行せしは去三十二年五月廿八日即ち世に地久節と稱ふる。皇后陛下の御誕辰日なり。

●神田平川町

◎總説

◎位置

和泉橋通り右側一丁ほどのところを總稱して五番地に分つ
◎町名の起原並沿革
平川町は、享保十二年十二月、麴町平河町一丁目、延焼の後、山王火除地となりて、翌年爰に代地を給はりたり。府内備考に文政丁亥の書上を載せて曰く。
一當町往古武州豐島郡矢部村之由麴町平河町一丁目に有之候町家に御座候處享保十二年十二月中類焼致候節町内小間三十八間半其外武家方共山王火除地に被召上元地、百六間半相殘

當町之分翌十三年八月申田佐久間町續火除明地へ七割増之代地被下置當町東西兩側にて小間九十三間七寸三分に相成申候右代地所往古者峽田領神田郷之由尤兩側之内西側之分神田佐久間町二丁目同所松永町町屋に有之候處享保四亥年類焼之節右町屋火除御用地に被召上御明地に有之東側之分は京極甲斐守様御屋舖に有之候處同五子年類焼之節是又御用地に相成候明地に御座候然處寛延元年十月中右西側町屋地尻明地表面口三十六間裏行十五間四尺御拂地に相成入札被仰付當町内落札にて代金三百七十一兩三分奉納御買下ヶ仕町内小間に相加へ都合小間百二十八間に相成候處寛政五年十一月廿五日松平出雲守様御屋敷々出火之節類焼致神田佐久間町一丁目二丁目河岸通之分北之方は線下け地に相成候に付當町西側之分も同様北之方は跡退代地被下置候旨同年十二月十七日池田筑後守様御番所にて被仰渡翌寅年四月十三日神田御弓師屋舖同所山本町立跡並道舖之内にて地形引直地所御渡被成下候に付間口相増裏行相減兩面附家に相成申候其御地所不足之分西丸表坊主淺川俊宅拜領地一ヶ所表面間口九間三尺七寸八分裏行十四間七寸二分は間口相減裏行相増金澤町續御旗奉行太田駿河守様御屋舖立跡之内にて代地被下置候に付此分切地に相成申候

とありて、其の頃は、麴町平河町一丁目代地と唱へたりしを、明治二年に及びて、平河町と改稱したり。

◎名稱

瀧野屋 樂店にて三番地に在り電話本局三百九十九番を架す。

◎神田花岡町

◎總説

四十五間半餘、南北へ裏行十二間、とありて、嘉永の切繪圖にも、こゝに柳屋舖と記しぬ。さて明治二年に及びて、此邊類焼したるを以て、火除地と爲し、秋葉の原と稱し。柳屋舖は、原の一部分となりぬ。同七年、花岡町に編入せられたり。同二十五年、秋葉の原は、日本鐵道會社貨物取扱所の敷地となりて、柳屋敷の舊地は、同會社の構内とはなりぬ。柳屋舖のことは、府内備考に載せたる、文政丁亥の書上に詳らかなれば、左に之を掲ぐべし。

一右町内之儀は往古武州豊島郡峽田領之由村名不相分神田佐久間町一丁目裏通元來武家地又は寺地之由申傳候處同所相生町同所八軒町上野町代地同所松永町と申町屋に相成居候處享保四亥年中類焼後河岸通火除地に相成同所佐久間町一丁目跡退代地被下置又候代地之内表十間通河岸通え割替に相成右河岸通り町屋と代地町家之同火除明地之内追々所々代地等に相渡候殘地西之方長東西へ三十四間半之内西之方長二十一間裏行三間二尺東之方十三間半裏行十六間同所續長東西二十三間西之方三間半裏行十六間東之方二十間裏行三間半同所續長東西二十三間半之内西之方十九間五尺裏行四間三尺東之方三間四尺裏行十五間四尺之場所延享五辰年中御拂地に相成入札人御取調之上同年閏十月十八日能勢肥後守様御番所へ落札の者被召出地所買請被仰付同月廿八日地所御割渡被下置町名之儀は同年十一月二十五日同所柳屋舖と相唱申度旨年寄奈良屋市右衛門方へ相願候處同十二月三日同所にて願之通被申付候然處寛政五丑年十月廿五日湯島無縁坂より出火にて町内類焼致河岸通火除地に相成同所佐久間町一丁目家跡退方に相成候に付町内御用地に被召上地形相直り線下け代地被下置候旨同年十二月十七日池田筑後守様御番所にて被仰渡翌寅年四月十三

◎位置
神田花岡町は單に一番地に在りて舊秋葉原火除地の在りしところにて。今は日本鐵道會社秋葉原貨物取扱所の敷地となる。

◎町名の起原

花岡町は、舊秋葉の原にて。明治七年に於て此名を附せり。當時多く草花を栽たるに因るといふ。今は悉く日本鐵道會社貨物取扱所の構内となれり。

◎名稱

●橋邊
秋葉橋 舊秋葉原の東南隅に在りて。神田川より鐵道會社貨物取扱所構内に通つる堀別に架し。明治二十五年十一月の新築なり。
佐久間橋 秋葉橋の南に架す。即ち佐久間川岸通りに在り。
秋葉原 今の日本鐵道會社貨物取扱所の敷地にして明治二年中に開き一時火除地とせしか。同二十三年會社の構内とせり。當時其四面は江戸川筋川さらへの土を以て土手を築きたり。

●神祠

秋葉神社 祭神は、火産靈神、水波能登神、埴山毘賣神にして。もと秋葉原の中央に鎮座し。明治六年郷社となりしか。同二十二年下谷區坂本へ移されたり。同十七年前後は本社に參詣せしもの尤も多かりしより露店、觀世物等毎日出て。祭日の如きは雑沓極て甚しかりしか。二三年にて其跡全く絶えたり。

●營業

日本鐵道會社秋葉原貨物取扱所 當地に在りて明治二十三年始めて設くることなり。本町の敷地は當町の外花岡町七、八、九番地。及び相生町一番地、九番地、十三番地、十四番地、十五番地を合併せるものなり。
吉河荷物取扱所 同上會社構内に在りて電話本局二百六十八番を架設す。

◎柳屋舖

舊柳屋舖の所在地は、府内備考に、東之方麴町平河町一丁目代地西之方同所通船屋舖、牛込肴町代地、南之方同所佐久間町一丁目、北之方同所佐久間町一丁目、又云、町内、東西へ表間口

日地所御割渡被下置元地續同所山本町之跡並往還之内代地に被下置當時之地形と相成申候尤柳屋舖と相唱候譯者向柳原へ新規町家舖之義に付右様相唱候様奉存候
柳森神社記に、其舊社地は、佐久間町一丁目に柳屋敷といふ地あり、僅小高き地所にして、小祠を成迄現存せり、云々。とありて、長祿成寅の歲、太田備中守持資入道道灌、城廓鬼門除の爲めに、數株の柳を此地に植えられし如く記しぬ。然るに府内備考に載せたる書上には、「柳屋舖と相唱候譯者、向柳原へ新規町屋舖之義に付、右様相唱候様奉存候」と載せたるが、未だ容易に之を辨し難し。

◎秋葉の原

秋葉の原は、花岡町なる日本鐵道會社貨物取扱所の處に在りし。もと神田佐久間町一丁目之内。并に麴町平河町代地。神田相生町。同松永町の飛地。仲町一丁目同三丁目。六軒町、八軒町、上野町代地。柳屋敷牛込袋町同肴町代地。柳原大門町にてありしなり。然るに昔より佐久間町邊は、火災頻りに起りたるを以て。近傍の者は是れ佐久間町にあらずして惡魔町なりと評判し來れり。明治二年十二月十一日。又火災に罹り町家は盡く烏有に歸したりしかは。之を好機として其の跡を火除地となし。始て鎮火社即ち秋葉神社を建つ。是れ秋葉の原の名ある所以なり。當時周圍に土堤を築きしが。工事の際には。講武所の藝妓總出にて土を運搬せりといふ。

神田大和町雜菓子屋の職工。清元の絃歌に耽る者多く。夏の夕風涼しく月明かなる時など。此原に出て得意に之を歌ひ。無料にて衆人に聴かせしより。湊ひ來れる者次第に繁く。其後は左衛門語辻講釋出來き。觀世物の興行もありたり。明治二十三年日本鐵道會社に於て。貨物取扱所を此處に構築せ

しを以て。全く其の地形を一變し。秋葉神社は下谷區に移轉せられ。隨て秋葉の原も全く廢絶するに至りたり。

●日本鐵道株式會社秋葉原

貨物取扱所

本所は日本鐵道株式會社の附屬にして明治二十三年十一月一日の開設なり。本所にて取扱ふものは貨物のみにして。茲に之を設けたるは上野停車場の狹隘なるを。各依頼者の貨物運搬に便ならざるによりたるに外ならず。當時上野より當地に鐵道を敷設するに就ては。下谷區民に於ける反對の意見も耳にするところなりしか。遂に許可せられ。毎日平均往復八回の列車運轉を爲せり。而して其列車の進行速度は殆んど人歩するか如く極めて緩慢とす。當初區民の苦情多きより。同社技師長毛利重輔及ひ取扱所々長村上彰一氏等の如きは。其緩なることを示さんか爲め汽罐車の前面に歩行せしことなどありしといふ。もと依頼者の爲め便益を與ふるか主旨なれば。上野停車場より本所に運ぶ漕送賃は別に依頼人より仕拂はせざるを以て。此間に費す價格は尠なからざることなり。本所にて取扱ふ貨物運賃の大略を左に掲げむ。

- 一 秋葉原、隅田川及東海道線と仙臺以北(鹽釜)小牛田まで各驛間の運送は一級品(統物、砂礫類)並に石油を限り一噸一哩金一錢四厘にて運送す。
- 一 秋葉原隅田川及東海道線各驛より青森及弘前線に運送する一級品並に石油又は青森及弘前線より秋葉原隅田川及東海道線に運送する干鹽魚類海草並に肥料穀物木石材に限り一噸一哩金壹錢の割合にて運送す。
- 一 秋葉原隅田川及東海道線と兩毛線(前橋を除く)水戸線土浦線、磐城線各驛間運送する石材、薪炭、木材、穀物、肥料、

食鹽、砂糖、石油は一噸一哩に付金貳錢。

一 秋葉原隅田川及東海道線各驛より二區線及日光線各驛送り食鹽、肥料は一噸一哩金貳錢一區線及高崎を経て信越線北越線送り同金貳錢貳厘。

一 秋葉原より發送する洋酒、麥酒、和酒、積合貨切は百哩未滿一噸一哩に付金參錢百哩以上金貳錢五厘。

また長大なる木材石油類、石灰、蠣灰及び肥料東京送出土浦線水戸線、磐城線及仙臺以北各驛送は當所にて取扱をなさずといふ(但し隅田川貨物取)次に貨主の注意すべき要件を記さむに。

一 凡て貨物の荷造り方は最も注意せざるべからず。荷造りの粗漏より生ずる損害は其辨償を要求するも無効なり。

一 貨切車を以て運送する貨物は其荷造りを適當にせば車中に空際を生ぜず。又振動等により損害の起ること鮮し。輕量器の如きは然りとす。

一 貨物の品名を詐稱して托送するものは。如何なる損害を生ずるも辨償を要求する權利なきのみならず。發覺せば處分を受くべし。

一 五噸積貨車は其幅凡六尺五寸長十五尺高さ五尺五寸。六噸及及十噸貨車は其幅高さ前同様長さ十八尺なりとす。

一 一種類の貨物を多量(一個月間凡)に托送せらるゝときは。其區間と時季及貨物の種類により運賃の割引を特約することあり。

當所に電話の架設あり即ち之を本局四百七十三番とす。また本所にて公衆電報をも取扱へり。尙ほ本所構内に掘割を設け之を神田川に通し隨意船舶にて搬出入を許せり。而して本所附屬として特に貨物取扱を爲すところは左の如し。

- 三 聯合資會社 內國通運株式會社 金井運送店



院醫二第學大科醫



通町泉和



屋京商計時



門樓社神田神



室驗試物食飲所驗試生衛



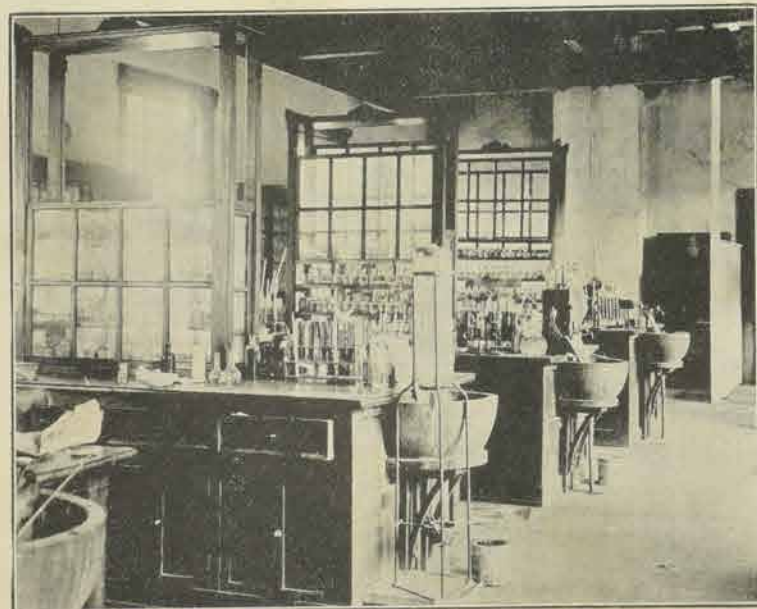
所驗試生衛京東



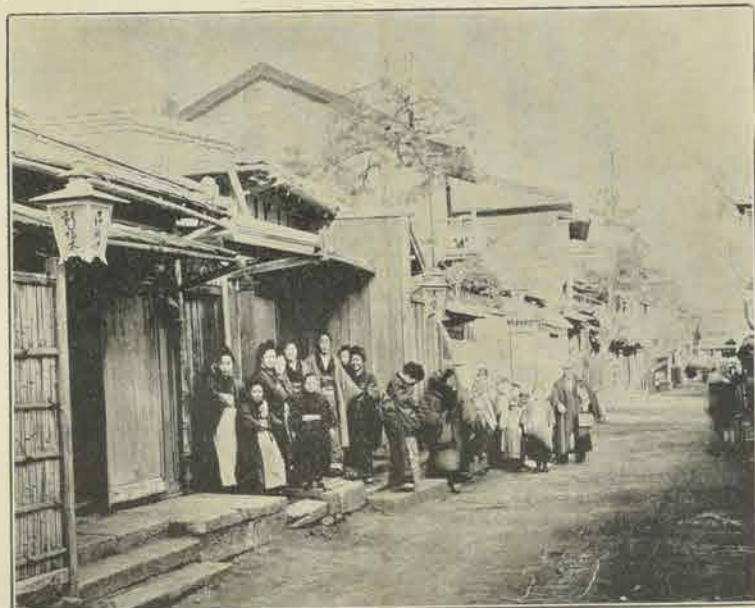
樓花開



社靈門將



室驗試品藥所驗試生衛



宅居妓藝町龍旅



殿拜社神田神

上武運送店 帝國中牛馬合資會社 三立社
共同中牛馬合名會社 原鐵神田支店 北上株式會社東京支店
小林運送店 山田運送店 福島誠一合名會社神田支店
水戸運送店 朝松組 日本運輸株式會社秋葉原支店

●神田佐久間町

◎總說

◎位置

神田佐久間町は一丁目、二丁目、三丁目、四丁目に分ち一丁目は舊秋葉原火除地(日本鐵道會社敷地)の南方に在りて昌平橋外より川岸に沿ひ和泉橋外に至る通路の北側を總稱して二十四番地に區分す但し三、四、十三、二十二番地を缺く。二丁目は和泉橋内に在りて一番地より二十五番地に分てり。また三丁目は二丁目の東方に在りて北は和泉町に接し。東は四丁目に接し南は佐久間河岸通に面して一番地より三十八番地に分つ。而して四丁目は美倉橋外通り西側二町ほどの間を總稱す。之を二十四番地に分離す。尙ほ神田川に沿ひたるを佐久間河岸と名く。

◎町名の起原

府内備考に文政丁亥の書上を載せたり、其の要項を摘録すれば左の如し。

一町名起立之譯號と不相分候得共往古者武州豐島郡峽田領之内村名不相分其後追々町並に相成町屋取建候儀に可有之年月等相分不申候得共町内中程横町と東之方町屋之儀は寛永十八巳年中大火御座候に付諸材木炭薪等迄焼失仕御用等御手支御座候由其上所々町中に材木之類高積仕置候由にて御詮儀之上河岸附にて諸材木薪炭等商賣仕候當町並同所久右衛門町日本橋邊本材木町三十間堀本八町邊都合三十五ヶ町之町人共御評

定所被召出深川木置場に於て屋舖被下置候旨御老中松平伊豆守様被仰渡拜領屋舖被下置候儀に御座候右木置場町屋舖之儀は元録十二年御用地に被召上翌辰年深川末六萬坪近邊にて代地被下置候處水附場にて地形築立候儀も相成兼其上翌巳年八月中大火にて外輪り波除堤被損仕修復可仕段被仰付候得共尙町人共不及自力段申上候得者先代地差上候様御町奉行松前伊豆守様被仰渡無是非差上追て水附にて無之場所折を以奉願度旨に御座候間寛永十八巳年以前より町屋に相成居候儀に御座候

但右木置場の義當時東之方者深川寺町通り西側町々西之方者大川端深川清住町同所佐賀町裏通南之方者同所中島町邊北之方者材木町通邊

一町内河岸通町屋之儀は里俗河岸通と相唱且又中横丁々西之方は新町と相唱代地被下置裏通切地河岸通元代地にて御割替被下置候殘之分は里俗殘地と相唱申候且又河岸通新町と唱候場所共町々材木渡世仲々間にては神田材木町と申來候右は御城御普請に付慶長九辰年中國々々被召出御材木伐出御用同年三月廿五日被仰付候處大御用に付御免之儀奉願候得共御間濟無御座候に付同年八月廿七日御請任同十一年御成就迄無滯御用相勤候に付當時本材木町之所々其砌一同罷在材木商賣仕同年々延寶元丑年迄六十六ヶ年之間問屋仲買之差別商賣致來候處山方々遣し候金子之儀に付及出入に候處山方を相勤候者共は問屋に相成御府内に罷在御屋舖方御出入等も出來致候者共は仲買に相成候旨取極和熟仕出入相濟右仲買共本材木町組南茅場町組新材木町組神田材木町組三十間堀組都合五組に相定其後益々御府内繁榮に付仲買之儀も所々に相増候義にて古く神田材木町と相唱申候

と見えたり。以上は一丁目なり。而して二丁目の書上には、同所一丁目にて申上候通(中略)一丁目と相唱候上は、二丁目と申申屋も、其以前より有之候儀に御座候、とありて、三丁目四丁目も、略ぼ此に類せり。

又同書に事蹟合考云、「佐久間といふは、御入國以前より、江戸下宿の間屋にて、代々大傳馬町に住す、名主平八といふものにして、嘗て町年寄といふものにあらず、今は他家断絶なり、佐久間か住居は、大傳馬町にて無之、佐久間町お玉か池といふ所、則住居の地なりと、これに據は、當町は昔神田川内に在しを、後年外へ移されしと見へたり、土人は寛永十八年類焼の時材木等の置場の焼たる事ありしを以て、始より當所に置れし如く傳ふれど、恐くは誤なるべし、たゞ材木等の置場のみ古より在しにあらや。」と辨じたり。

◎名稱

●神祠、佛殿、草分稻荷社 三丁目二十一番地に在り。道了堂 三丁目三十七番地に在り。相模國足柄上郡大雄山最勝禪寺に安置せる地面鐵道了堂 三丁目三十七番地に在り。明治七年此處に勸進せしものなれど。故蹟明覺了大菩薩の像のうつしにて。同十九年七月許可せらる。其後毎月七日を以て講ありて同十四年始めて出願し。同十九年七月許可せらる。其後毎月七日を以て講日となし。毎年三月二十七日を以て開山基を執行す。當日は本山より禪師の出座ありて大般若經を讀むといふ。國興會堂 大黒天を勧進せし堂にして道了堂の前に在り。明治以前は天明社と稱へ山本廣樂氏の設くるところなれど。客年同氏歿してより今は殆んど廢頽のすかたなり。●官署、學校、醫院、指南所、佐久間町四丁目巡査派出所 美倉橋外通り西側に在り。佐久間町四丁目乙號消防分遣所 三丁目廿一番地に在り。神田佐久間町郵便受取所 二丁目十八番地に在りて森本芳之助之取扱ふところなり。神田代用大橋尋常小學校 二丁目十三番地に在りて宮本直哉氏の設くるところなり。同史雲尋常小學校 四丁目十五番地に在りて吉村三郎氏の設置するところなり。北辰教會假本局 三丁目二十一番地に在りて此處に事務所を置けり。

松村米穀商店 二丁目八番地にあり電話本局百七十七番を架す。

上野米穀店 電話本局八百七十二番を架設し三丁目四番地に在り。

酒原 (一丁目六、大橋川岸十六、長井二丁目)、五伊勢(一丁目十七、越後屋(一丁目十七)、其他、中島商店川越、井上、小川、福島、等皆新築類販賣店にして佐久間町河岸通りに並列す。

在田屋石材第二支店 佐久間町河岸平橋々畔に在り。

武金 山崎屋、山木、皆材木商にして二丁目通りに在り。

龍紋氷室 川岸通りに在りて宏大なる氷室なり。如何なる炎暑といへとも氷の絶ゆることなし。

三浦屋 吳服大物商にして三丁目三十七番地に在りて電話本局百九十六番を架設す。

江島屋 質屋にして四丁目十六番地にあり。本局六百三十八番の電話を架設す。

新軒屋 菓子商店にして二丁目十八番地に在り。

從四位子爵板倉勝觀邸宅 三丁目二十二番地に在り。

●草分稻荷社

草分稻荷社は、神田佐久間町三丁目二十一番地第三號地なる民有地に鎮座せる稻荷社なり。雜社にして、祭神宇迦之御魂命。些やかなる宮にて、石の鳥居あり。文政六癸未年二月初午造立之、云々、の銘を刻しぬ。石の手洗鉢には、明治七戌年十一月吉日、と、ありて境内素木造の玉垣を結ひて、雨に濡れたり。聞く當社は、舊板倉主計頭の邸内に勧請しありたる稻荷社なりしかと、維新後に及びて、同邸内は町家と變じ、祠のみ此地に残りたりと。こゝに町内の有志者等は、其の頽廢を嘆きて、保存の策を講じ、毎戸若干の金品を醸し、以て祭祀前に修繕費等に充てつゝあるなり。

●神田區代用私立史雲尋常小學校

本校は明治六年吉村其丈氏の本郷區東片町百五十番地に吉村小學校を開設せしを以て創始とす。後ち同町百五十三番地に校舍

宇山直朝診療所 四丁目二十二番地に在り。橋田高十郎診療所 二丁目十六番地に在り。梶井流活花指南所 松常登表水の敷ふところにして三丁目三十八番地に在り。琴三味線指南所 柳田門人小池清調氏の敷ふところにして三丁目三十六番地に在り。柀屋佐久三級指南所 先代柀屋六四郎の娘さく子の指南所にして二丁目三十六番地に在り。

●銀行、會社、商業、實業

東京商業銀行神田川倉庫 川岸第廿六號地に在り電話本局一千二百十番を架設す。本店は日本橋區大傳馬町一丁目廿五番地にあり。九屋合資會社商店委託販賣所東京支店 一丁目一番地に在りて電話本局三百十七番を架設す。東京米穀合資會社 米穀買及委託販賣を爲し川岸廿九號地に在り。明治二十六年六月の創立にして二万四千圓の資本金を以て開業せり。陸運合資會社秋葉原出張店 一丁目十九番地に在りて運漕業をなすところ。電話本局九百四十七番を架設す。

三聯社本店 貨物運漕を業とし田島達東氏の設くるところ一丁目十九番地にあり。明治二十八年八月の創立にして五万圓の資本金を有し。電話本局一千二百十三番を架設す。また日本橋區大傳馬町に支店を設け同區元四日市町に出張所を置けり。東京鑛業組合事務所 三丁目二十一番地に在りて二十六年十月の創設なり。帝國衛生肥料株式會社 三丁目八番地に在り。伊山製炭株式會社 一丁目七番地に在り。製鹽器機業組合事務所 三丁目二十一番地に在り。もと深川區東森下町に在りて明治二十八年六月の創設なりといふ。

深川精米株式會社出張所 三丁目六番地に在りて電話本局八百七十二番を架設す。本社は南葛郡那砂村に在りて精米を取扱ふ。若荷屋 米穀問屋にして二丁目五番地に在り。電話本局一千六十三番を架設す。六三米店 見富六兵衛の設くる米穀商店にして三丁目十六番地にあり。電話本局一千二百七十九番を架設す。

鈴木米穀店 四丁目一番地に在りて電話本局六百七十九番を架設す。小山米穀商店 三丁目十五番地に在りて本局五百十九番の電話を架設す。増田米穀販賣店 一丁目一番地に在りて増田繁藏の設くる支店なり。電話本局九百九番を架設す。

を新築し之に移轉せり。次て同十二年五月校主其丈氏歿す。當時現校主正三郎氏は尙ほ幼少なりしより一時授業を休み。殆んど廢絶に歸せしも同十七年九月同氏先代の遺志を繼ぎ。神田區佐久間町三丁目二十一番地に疊舎を建て、茲に業を起し名けて史雲小學校と稱せり。然るに同二十年有志者川井新兵衛なるもの同町四丁目十一番地へ新に校舍一棟を築造の上寄贈したるより之に移り。同年五月十日を以て執行す。是よりして校名をも史雲尋常小學校と改めたり(因に記す史雲の稱は往古實業王殿下より)本校にて屬託せし教員は松岡孝四郎、住川了雲、小幡桂壽等なりしが皆退職し。現今の職員は校主吉村正三郎、正教員小倉正男、准教員稻葉碩確の三名なり。

●神田區代用私立大橋尋常小學校

本校は文政年間大橋利喜の創設に係り。應應三年八月故大橋槐女史其後を承け。降て明治九年九月故大橋宗三郎其後を襲ふ。同二十年十一月現校主之を繼續せり。而して代を易ふること四世。年を改むること七十有餘年當校の薰陶を受けしもの業已に數千を以て數ふるに至れり。

●久永屋舗

嘉永の江戸切繪圖を見るに、佐久間町三丁目と同四丁目の間に久永屋舗と記しぬ。今は佐久間町の一部分として、同三丁目に編入せられたり。久永屋舗のことは、府内備考に詳らかに載せれば左に之を掲ぐべし。

一町内之儀は往古武州豐島郡峽田領之内村名不知其後神田佐久間町四丁目町屋に相成享保三戌年當時同町元地同裏町と唱候場所類焼致火除地に相成内神田え代地被下置候に付相殘候分神田佐久間町四丁目殘地と相唱候處同五子年三月廿七日中橋邊より出火にて類焼仕右町屋地尻の方御用地に相成其節同

様被召上候御武家上ヶ地此之方にて代地被下置河岸通裏行八間九尺つゝ明藏地御割殘被下候處右代地之内南表之方差上上納地に奉願前書藏地後引附候に付裏行同所二丁目三丁目同様に相成候得共右町々よりは河岸の方え出張居裏通見通四間通明地と相成居候分東之方角六間に四間同二軒目三間に四間同三軒目四間四方之地所延享五辰年御拂地に相成入札のもの御取調之上同年閏十月十八日能勢肥後守様御番所へ落札人被召出買受被仰付同月廿八日地所御割渡被下置候町名之儀は神田久永屋舖と相唱申度旨同十一月廿三日奈其屋市右衛門方え相願候處同十二月三日願之通被申付候尤町名之儀何故右様相唱候哉相分兼申候得共久永相續可致様に祝し名付候儀と奉存候

一町内表裏東西エ拾三間裏行南北エ四間
一四隣、東之方神田佐久間町四丁目裏町西之方千賀道榮橋南之方神田佐久間町四丁目殘地北之方板倉伊豫守様御中屋舖

●神田餌鳥町

◎總説

◎位置

餌鳥町は美倉橋外に在りて北及び東は淺草區向柳原町二丁目を以て境とし。南は元久右工門町に隣し西は佐久間町四丁目に接せり。而して此町は單に一番地とす。

◎町名の起原

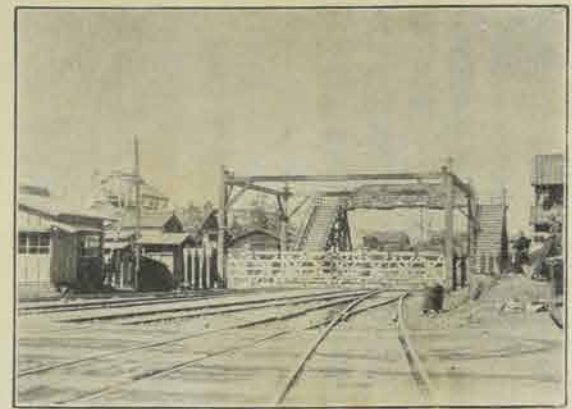
此町はもと八名川町に屬せしか。享保年間鷹餌鳥受負人の屋敷となりしより。明治五年餌鳥町と名けしものなり。

◎名稱

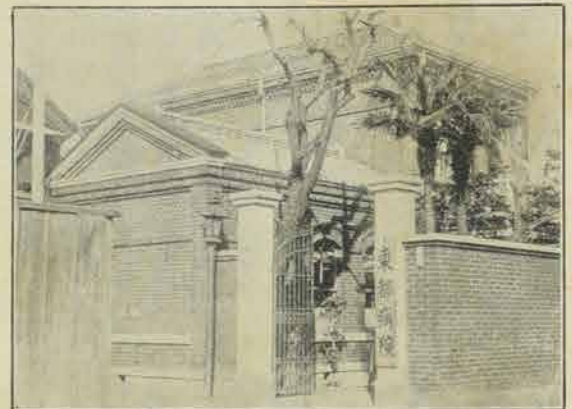
●營業
春月堂 また桔梗屋と稱へ菓子店にして一番地にあり。まるや かし庵にして同地にあり。

○餌鳥屋敷
今の外神田餌鳥町の地は、其の以前餌鳥屋敷たりしなり。嘉永の切繪圖に「餌鳥屋敷」とあり。幕府の頃、御鷹餌とて鷹の餌とすべき小鳥を飼ひて、御用を勤めたる受負人にして、其の屋敷地なるに因り、餌鳥屋敷と唱へたるなり。左に文政丁亥の書上を載せたる、府内備考を引くべし。

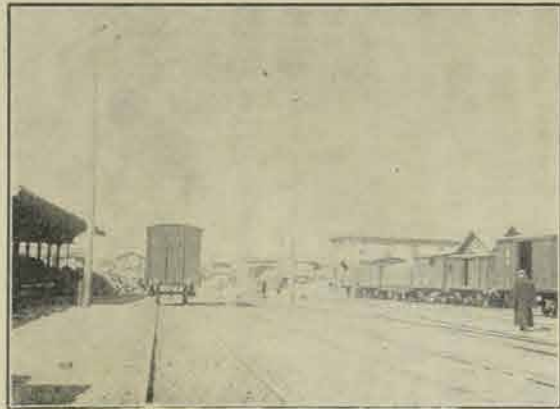
町内之儀は往古武州豐島郡峽田領鳥越村之由に御座候處元和二丙辰年中御旗組御家人方拜領地に被仰付神田八名川町と唱候町屋に御座候處享保三戌年四月廿日小傳馬町南新道より出火之節類焼仕同五月中右最寄町々並酒井左衛門尉様御屋敷共火除御用地に被召上八名川町之儀は同六月中深川堀田伊豆守様御上ヶ屋敷跡にて代地被下置其後八名川町並久右衛門町之者共藏地拜借地に相願候處享保四亥年十二月中願之通被仰付藏地惣廻り明地之儀は淺草平右衛門町名主平右衛門神田佐久間町四丁目名主長左衛門兩人え御預と相成居候處御鷹餌鳥御受負人小石川下富坂町利右衛門同町三郎兵衛同町佐兵衛同町清兵衛本小田原町一丁目半九郎同町又七右六人之者共奉願候は數年御鷹餌鳥御用相勤分町にて助成屋舖拜借罷在候處先年度々類焼にて難儀仕候に付前書明地凡五拾三間に百三十間餘之所に馬場自分入用を以新規に仕立相殘候分餌鳥置場並住居に仕其餘借家に致右助成を以御餌鳥圍候矢都に仕度候間地所拜借仰付被下置候様享保十二年十月中大岡越前守殿町方御勤役之節奉願候處同年十二月十八日右六人之者共御内寄合を被召出願之通被仰付長百間に中八間つゝ二通りに新規馬場仕立新し橋通にて表間口田舎間四十三間裏行



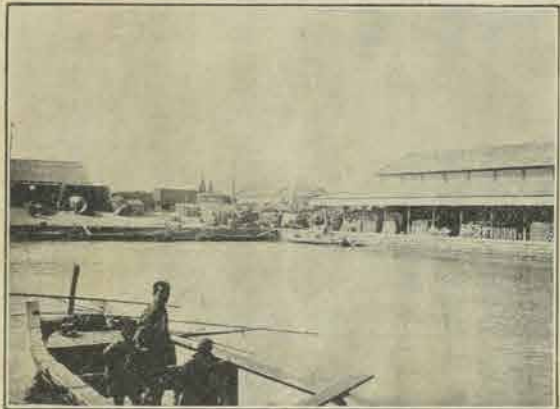
秋葉原貨物取扱所敷設の鐵道線路



東部病院



日本鐵道會社秋葉原貨物取扱所内構



同上構の内堀渠



外神田より内神田を望むの景

二十間此坪八百六十坪之場所受負人共住居前借家に仕候前當時の場所神田餌鳥屋舖に御座候町名の儀は餌鳥請負人共拜借地に候間其節より餌鳥屋舖と唱來候其後右馬場南之方明地内に東西長五十間程市東之方にて拾三間一尺程西之方にて十四間四尺餘の的場自分入用を以新規に仕立申度右之助成に二間四方の塗家蠣壳屋根仕商床番屋的場の外に一ヶ所馬場北之方明地に二ヶ所以上三ヶ所尤火焚候様仕度享保十七子年十一月中大岡越前守様へ請負人共奉願候處同十八子年正月申願之通被仰付候然る處延享四年五月中能勢肥後守様御勤役の節所々商番屋と拂被仰付候砌右三ヶ所之商床取拂被仰付候其後の儀は寶曆十二年六月中小普請組大的稽古場に相成申候然れ共草苅取掃除等之儀は受負人共世話仕居候處、猶又寛政元年十二月申前書馬場北之方佐竹右京大夫様御屋舖脇明地長九十間巾九間之大的場新規に出來仕御小姓組稽古場に相成申候然處馬場的場共寛政三年中御取拂に相成同四年二月申右跡地所町に圍籾藏町會所御取建に相成當時は形之通相成候儀に御座候町會所南之方八名川町後ろにて巾三間有之往還之儀は享保十七子年十一月申願候的場地所にて右寛政四年二月申町會所御取建之節新規屋舖に相成候場所に御座候前書餌鳥屋舖之儀は拜借人御餌鳥受負人共享保年中追々交代致寛政八年二月申當時家主傳兵衛本小田原町一丁目七郎兵衛店伊兵衛へ被仰付當時右兩人拜借罷在候儀に御座候

一 町内東西へ二十間南北へ四十三間
但片側町

一 四隣 東之方町會所西之方神田富松町元地南之方神田久右衛門町一丁目藏地北之方醫學館

一 御餌鳥受負人町方へ被仰付候委細之儀は別紙に申上候(別

紙は略す)

一 餌鳥屋敷の内に當時建有之候御餌鳥圍置場

三間に八間二階附 一ヶ所

三間に貳間半二階附 一ヶ所

右之外千駄木雜司谷御鷹部屋御圍外一ヶ所宛圍置場建置申候

●元久右衛門町

◎總說

◎位 置 當町は美倉橋外北方河岸に沿ひたる東西の通路を左衛門橋に至る間北側を總稱す。而して一丁目二丁目との二とし共に一番地より十番地に分てり。また其側を鞍地河岸と名く。

◎町名の起原及沿革

元久右衛門町は、元和二年、久右衛門なる者、町家を開きし故に町名となる。寛永十八年の火災後、一丁目、二丁目共に上地となり、深川邊に移され、享保四年柳原土堤内にて、代地を給はり、久右衛門一丁目、二丁目代地と稱す、後又別に舊地の内を借用して、神田久右衛門町藏地と唱へたりき。府内備考に曰く、

一 町内の儀は往古武州豊島郡峽田領鳥越村之由に御座候處元和

二 丙辰年中久右衛門と申者草創人にて町屋に相成久右衛門町

一 丁目二丁目と相唱一丁目之方惣小間六十間六尺一寸九分裏

行二十一間二丁目之方同小間五十七間一尺五寸五分裏行二十

三間御座候由申傳候得共書留等燼失仕候と致候巨細之儀は相

分不申尤寛永十八巳年中大火御座候に付諸材木炭薪等商賣仕候者共住

居致候久右衛門町一丁目二丁目同所佐久間町一丁目並日本橋

區本材木町三十間堀本八丁堀邊都合三十五ヶ町之町人共御評

定所被召出深川木置場にをひて揚場屋舖被下置候旨御老中
松平伊豆守殿被仰渡拜領屋舖被下置候儀御座候右木置場町屋
舖之儀は元祿十二年御用地に被召上翌辰年深川末六萬坪近
邊にて代地被下置候處水付場にて地形築立候儀も相成兼其上
翌巳年八月中大水にて外輪波除隈破損任修覆可仕旨被仰付候
得共猶以町人共不及自力段申上候得は先代地差上候様町御奉
行松前伊豆守殿被仰渡無是非差上追而水付にて無之場所折を
以奉願度旨に御座候其後享保三戌年四月廿日小傳馬町南新道
より出火之節當所最寄不殘類燒仕同月二十八日小普請御奉行
朽木丹後守殿御役人方御出被成檢地御改有之同五月廿八日爲
火除御用地に被召上候旨町御奉行大岡越前守殿御番所にて被
仰渡同七月五日町御奉行中山出雲守殿御掛りにて御役人方御
出猶又檢地御改有之右久右衛門町一丁目代地は柳原土手内橋
本町向側松浦造酒之丞殿本多半右衛門殿小幡小助殿上ヶ屋敷
跡にて同月廿日被下置同町二丁目代地は柳原土手内元誓願寺
前坪内惣兵衛殿坪内平左衛門殿上ヶ屋舖跡にて同廿一日被下
置則久右衛門町一丁目代地二丁目代地と相唱申候然る處唯今
迄元地河岸付にて町人とも渡世致居殊に元祿十四巳年中深川
六萬坪場場上ヶ地に相成追て折を以可奉願旨に御座候處此度
被下置候代地之方河岸揚場無之難儀之旨申立候に付深川永代
寺南海手之方字洲崎と唱候場所にて久右衛門町揚場被下置候
處手遠にて難儀仕候間御用地に被召上候元地にて八間通り藏
地拜借地に被仰付被下置同町四亥年七月十七日初而御願申上
其後度々御慈悲奉願候處同年十二月二十五日中山出雲守殿御
番所被召出願之通藏地拜借地に被仰付尤焚火は不相成藏と
藏との間九尺つ、明け置候様被仰渡同五年正月廿一日地所
御割渡に相成右藏地惣廻り明地之儀は淺草平右衛門町名主平

右衛門神田佐久間町四丁目名主長左衛門に御預け被成候旨同
年七月十二日小普請御奉行朽木丹後守殿九茂美濃守殿御役人
方御出被成兩人に被仰渡御請證文差上申候右明地に建候御高
札同年九月二十七日町年寄奈其屋市右衛門より名主平右衛門
に相渡候に付翌廿八日明地に建置申候其後享保十二年十二
月中神田御鳥屋舖町屋に相成候節右御高札同所に御預け替に
被仰付候

一享保十五戌年二月中前書藏地地尻にて四間通増坪被仰付被下
置候様替地之儀は此度代地に被下置候地所之内にて差上可申候
然共代地二ヶ所に相分居一同に差上候儀難儀仕候に付右差上
可申地所猶又私共の御拂地に被仰付被下置候様仕度且是迄焚
火御停止にて難儀仕候間焚火御免被成下置候は爲御忠節北
詰町より西河岸町に掛渡候一石橋新規修復とも永々御請負可
仕候間願之通被仰付被下置候様町人共一同奉願候處同年四月
六日町御奉行諏訪美濃守殿御内寄合に被召出願之通被仰付候
旨大岡越前守殿被仰渡右増坪之儀は同年五月三日御割渡有之
増坪替地に差上候代地之方四間通りの御拂地は町内より其節
上納金仕置下地に致候に付兩町代地共以來御割渡之通之地所
に相成候儀に御座候一石橋之義は其節一同に増坪願仕候神田
佐久間町四丁目元地同所富松町元地同所久右衛門町一丁目藏
地同町二丁目藏地右四ヶ所にて組合新規修復共永々御請負申
上候儀に御座候其後明和六五年十二月十四日牧野大隅守殿御
番所に御府内拜借地井上納地七十餘町被召出此度上納請負相
願候者有之候間願人申立候金高にて地所引受上納可致哉又は
受負人方と地所相渡候共兩様御尋御座候に付願人申立候通之
金高上納可仕旨申上翌七寅年より一ヶ年金六十五兩つ差上
藏地八間通り上納地に相成地尻四間通りの儀は沽券町屋にて

都合裏行十二間通りに相成候且久右衛門町藏地と相唱候儀は
享保三戌年御用地に被召上跡地所藏地拜借地に相願同四亥年
十二月願之通藏地に被仰付候節より神田久右衛門町一丁目藏
地同町二丁目藏地と町名相唱當時有形之通町屋に相成候儀に
御座候

五年五月、元久右衛門町二丁目上地の内を以て請願の上、再び
藏地を取立て、舊名稱を襲ふて、八名川町と稱しぬ。事情は、
府内備考に、文政十丁亥年の書上を載れば、左に之を掲ぐへ
し。

●名 稱
●営業、商業
象海屋第三支店 旅店にして一丁目十番地に在り。
粟生米穀商店 二丁目四番地に在りて電話浪花六百六十五番を架設す。
富倉林蔵米穀店 浪花六百六十七番の電話を架設し一丁目九番地に在り。
尚ほ此邊米穀商多し捕嵩に就て見らるべし。

一當町之儀は往古武州豊島郡峽田領鳥越村之由に御座候處三州
八名川村より被相越候二十二人之面々
權現様駿府御在城之節御旗組にて奉仕之由元和二丙辰年右二
十二人之面々駿府より御當地へ罷下り年月日不相知當所にて
拜領町屋に被仰付住居之由町名之儀は前書八名川村より被相
越候面々住居之地に付八名川町と相唱候由申傳候尤其節は當
時の神田御鳥屋舖町會所御取建以前馬場の場有之候地所過
半八名川町にて御座候處享保三戌年四月廿日小傳馬町南新道
より出火之節當所最寄類燒仕同月廿八日小普請御奉行朽木丹
後殿御役人方御出被成檢地御改有之同五月廿八日爲火除御用
地に被召上候旨町御奉行大岡越前守殿御番所にて被仰渡同六
月二日深川堀田伊豆守殿御上ヶ屋舖跡にて代地被下置當時之
深川八名川町にて御座候右唯今迄元地に罷在候者共代地之方
に罷越渡世仕候得共住馴候舊地に相離難儀仕候に付元地續久
右衛門町二丁目立跡にて表田舎間五十五間五尺裏行八間通藏
地拜借地に被仰付被下置度段奉願候處享保五年五月十八日中
山出雲守殿御内寄合に被召出願之通被仰付尤焚火は不相成一
と地面境九尺つ、明置可申旨被仰付銘々土藏相建申候然る處
焚火御停止にて難儀仕候間近處町並之割を以公役銀一ヶ年金
三兩三步宛上納可仕候間焚火御免被下住居藏に被仰付被下置
元文辰年三月六日稻生下野守殿御番所奉願候處同年四月十
八日御内寄合に被召出願之通被仰付夫々公役銀上納仕當時有
形之通町屋に相成町名之儀も古來之通相唱候儀に御座候其後

●神田八名川町

●總 說

●位 置

當町は一番地より十二番地に区分し元久右衛門町の東北隅に在
り。北は淺草區向柳原町一丁目を以て隣とし東は同區新平右衛
門町に連り。西南は即ち元久右衛門町一。二丁目を境とせり。

●町名の起原及沿革

八名川町は、徳川家康公、嘗て駿府在城の際に、旗組を勤めた
る、三河國八名川村の民二十二名の者共、元和二年、召されて
江戸に來りて、拜領したる地所にして、こゝに町家を成しぬ。
八名川村の民たるが故に、八名川町と唱へたり。然るに享保三
年四月、火災の爲めに町内類燒し、火除御用地となり、同年六
月、深川堀田伊豆守屋舖跡にて、代地を賜はりぬ。今も深川區
内に八名川町と稱する一ヶ町あり、當町の代地たりしなり。同

明和六五年十二月十四日牧野大隅守殿町方御勤役之節同御番所被召出一ヶ年金七拾兩つ、上納可仕候間右地所御請負仕度段願人有之候間右申立候趣にて地所引受上納金可致哉又は請負人方相渡候共兩様御尋有之候に付年來住馴候場所に相離一同難儀仕候に付無是非願人申立候通上納可仕旨申上翌七寅年一ヶ年金七十兩つ、差上當時上納町屋に御座候但元和二丙辰年拜領被仰付候地主名前元祿年中書留に相見候間左に申上候

- 武井 茂 吉
- 鬼澤 庄 左衛門
- 牛越 十 三郎
- 花井 左 衛門
- 都築 文 右衛門
- 山本 唯 右衛門
- 土田 傳 太夫
- 萩原 甚 藏
- 大木 喜 助
- 天野 市 之丞
- 山本 武 左衛門
- 安藤 彌 市右衛門
- 高崎 喜 平次
- 宮本 小 右衛門
- 都築 理 兵衛
- 堀井 善 右衛門
- 松田 長 右衛門
- 鈴木 角 兵衛
- 吉岡 謙 兵衛
- 同 藤 太夫
- 宮野 茂 平次
- 鈴木 八 兵衛

右二十二人之者銘々拜領致居其節之惣小間百三十九間一尺六寸家數二十二間有之趣元祿年中書留に相見へ申候
 一町内東西五十五間五尺南北八間
 但し片側町屋に御座候
 一四隣 東之方酒井左衛門尉様御中屋舖西之方神田久右衛門町一丁目目藏地南之方神田久右衛門町二丁目藏地之方會所
 以上の記録引用して明瞭なるべし。八名川町は神田久右衛門町と淺草向柳原町の間に介在せる小町名にして、位置及び番地の劃區等は、別項に記述するものゝ如し。

神田神社の事は詳細に記載すべき豫定にて同社に就て之を謀りしに已に出版すべき爲め詳述したるものあり乃ち之を借受ることを協議せしに故障ありて果さず因て本編には故らに略記して唯其の概要を掲げたり記者責任を盡さるにあらす實に已むを得ざる事情ありて存するに因れり



東京市南傳馬町
 白牡丹大西榮輔
 電話本局三十番

儀式用警甲御掛茶
 珊瑚根掛諸寶石類
 貴金屬簪根掛帶締
 美術時繪彫刻掛茶
 寶石入彫刻指環類
 此外新業流行品各種

第二回國內勸業博覽會於
 授 拜 狀 褒



衛生齒磨は諸大醫の實驗證明にて其品質の佳良なる賞賛を博せり

- 定 價
- 煉製 大器 金廿五錢
 - 煉製 小器 金十五錢
 - 粉製 金十五錢

衛生齒磨は天然の齒質を損する事なく化學的作用を用うる人は齒牙の病を患ふる事なく且口中の微菌を撲滅する効あるが故に傳染病豫防として一日も缺く可らざる良品なり故に衛生の名實相背かず御用品となれり

○日本に於ける煉齒磨の元祖なり
 注意 類似品現出仕候間御求の際商標に御注意を乞ふ

資生堂福原有信謹製
 (電話千四百六十二番)

- 大 取 次
- 東京銀座 佐々木
 - 同馬喰町 尾
 - 同安土町 大伊藤
 - 同道修町 賣藥會社
 - 大阪新町 資生堂
 - 同安土町 伊藤朝日堂
 - 同道修町 賣藥會社
 - 東京銀座 森玉林堂
 - 同馬喰町 伊藤仁壽堂
 - 同安土町 高橋盛大堂
 - 同道修町 寺澤三久堂
 - 同道修町 金森太七

芳名普く世に轟



發賣人 人造麝香
 特約輸入し他に比類な
 純良品に 高尚優美の芳香を放ち方今
 普く天下の好評を博したり

此人造麝香は純粋に詰め其上に木
 質の香料を配合し保つて置かれ
 便於に携行し得る代用一割増
 但し送料を要せず

日本 東京市日本橋區伊勢町拾七番地 星野與兵衛
 特約 發賣元 星野與兵衛
 (電話本局九百三拾九番)

大瓶六拾五錢 東京 京橋區銀座三丁目
 小瓶三拾五錢 尾澤 長助
 新小瓶貳拾錢 市 尾澤 長助
 價 香具原料に用 同 元大坂町
 ゆる七五分入 同 下谷區池之端仲町
 及び壹匁入あり 日本橋區馬場町
 市内は勿論全 京橋區銀座一丁目
 國各地の各藥店 日本橋區通一丁目
 並に各小問物店 本町三丁目
 にて賣捌候 同 本町三丁目
 關西 大阪市東區 武田長兵衛
 地方 一手販賣所 實修町二丁目

景文、豐彦其他各畫伯合作

平安名勝畫帖

一部金壹圓五拾錢 郵税金六錢

山紫水明の境、歴代帝王の古蹟たる、京都の名勝地
 や、收めてこの一帖にあり。

- 目次
- 八 貴船神社 廣澤の池 金閣寺 高臺寺
 - 七 嵯峨野々宮 御天室 小嵐山 三條大橋
 - 六 高野山 長岡天神 平河原 四條河原
 - 五 五條橋 二條河原 保平 通河原
 - 四 雙林寺 北野天神 松ヶ崎 清水觀音

世に平安の勝區を説くものさばなり、然れども其
 境を撮影したる寫真帖に過ぎざるを以て、趣味深
 からず。獨この畫帖の如きは、名家筆蹟の寫真版に
 して高尚無比の逸品。紳士淑女、必携の好畫帖たる
 を失はざるべし。

以呂月 耕漫畫

第貳編 卷の五
 定價金三拾八錢
 郵税金四錢

式編五の卷、印刷製本出來したれば茲に發賣す、やよりの部
 なり。月耕畫伯が漫畫に指を染むるや、經營慘憺運筆自在の妙、
 其の得意として更に一地歩を占む、嗚呼世上繪畫に志あるの士、
 朝夕座右に緝かば得る所少なしとせす。

賣捌所は小問物店賣藥店に
 あり

(源高福和省務商器)

あかしの心	小金七錢
あかしの心	中金十五錢
あかしの心	大金三十錢
あかしの心	小金七錢
あかしの心	中金十五錢
あかしの心	大金三十錢
あかしの心	小金七錢
あかしの心	中金十五錢
あかしの心	大金三十錢

定價 金六錢

發賣本家 (丸) 東京市日本橋區銀座三丁目
 大坂屋松澤全衛
 (電話新編五三四番)

風俗畫報賣捌所

- 大賣捌所
- 京橋區 錦屋町 神田區 表神保町
 - 京橋區 錦屋町 神田區 猿樂町
 - 京橋區 錦屋町 神田區 永坂町
 - 京橋區 錦屋町 神田區 通二條下ル
 - 京橋區 錦屋町 神田區 備後町四丁目
 - 京橋區 錦屋町 神田區 備後町四丁目
 - 京橋區 錦屋町 神田區 備後町四丁目
 - 京橋區 錦屋町 神田區 佛光寺通鳥丸東入
- 東海合資會社 東京 會社北隆 中 會社北隆 旭 會社北隆 山 會社北隆 盛 會社北隆 岡 會社北隆 便 會社北隆 東 會社北隆 枝 會社北隆 律 會社北隆 房 會社北隆

注意

●風俗畫報定價
 一冊金拾貳錢
 拾五冊前金壹圓五拾七錢
 拾冊前金壹圓〇八錢
 一冊前金壹圓五拾八錢
 貳拾冊前金壹圓〇四錢

東京市外配達分ハ一冊ニ付金一錢宛ノ郵税申受候
 代價拂込ハ神田區錦屋町一丁目ニ付金一錢宛ノ郵税申受候
 郵便代用ハ一冊ニ付金一錢宛ノ郵税申受候
 郵便代用ハ一冊ニ付金一錢宛ノ郵税申受候
 郵便代用ハ一冊ニ付金一錢宛ノ郵税申受候

前金切と相成たるを前記之御通知するも御持込無之節は雜誌發送
 を見合せ申候
 前金御拂込の節は別に領收證を呈せし雜誌の發送を以て之に替へ申
 候領收證御用の節は郵券一錢五厘を御添付下度候

發行所 東京市日本橋區通新石町三番地
 發行兼 吾妻健三郎
 印刷人 野口勝一
 編輯人 小石川區掃部町三十三番地